

平成25年第3回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成25年9月25日（水曜日）午前10時開議

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 議案第 66号 | 西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例                              |
| 日程第 2  | 議案第 67号 | 西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第 3  | 議案第 68号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例              |
| 日程第 4  | 議案第 69号 | 西郷村税条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第 5  | 議案第 70号 | 西郷村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第 6  | 議案第 71号 | 社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為<br>新田橋上部工工事請負契約について |
| 日程第 7  | 議案第 72号 | 西郷村道路線の認定について                                    |
| 日程第 8  | 議案第 73号 | 平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について                           |
| 日程第 9  | 議案第 74号 | 平成24年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について                 |
| 日程第10  | 議案第 75号 | 平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）                           |
| 日程第11  | 議案第 76号 | 平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第12  | 議案第 77号 | 平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第13  | 議案第 78号 | 平成25年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第14  | 報告第 5号  | 平成24年度西郷村財政健全化判断比率の報告について                        |
| 日程第15  | 報告第 6号  | 平成24年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について                       |
| 追加日程第1 | 発議第 12号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例<br>（審議未了）             |
| 追加日程第2 | 動議      | 金田裕二君に対する懲罰動議                                    |
| 日程第16  | 延 会     |  |

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、発議3件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の一括上程（発議第12号～発議第14号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました発議3件につきましては、日程第15の次に追加日程第1、発議第12号、追加日程第2、発議第13号、追加日程第3、発議第14号とすることといたします。

それでは、追加日程第1、発議第12号から追加日程第3、発議第14号まで一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、発議書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第12号に対する趣旨説明を求めます。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。発議第12号の提案理由を説明申し上げます。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提出でございます。上記議案を、別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして、家族旅行村にかかわる業務委託の調査が平成24年3月14日から平成24年9月7日の期間で家族旅行村指定管理業務委託についての特別委員会の設置、実施された。その後、平成24年9月19日から平成24年12月14日の報告書提出までは、地方自治法第100条に基づく調査が行われました。その結果を受けて、平成25年1月23日に西郷村議会議長、鈴木宏始氏により福島地

方検察庁白河支部長宛てに村長等の告発状が提出されました。以降、検察庁での詳細な書類及び聞き取り調査を経て、平成25年6月28日付で不起訴処分が決定されたところであります。

このように司法の重い処分が下された以上、処分を真摯に受けとめ、議長はもちろんのこと村議会として被疑者とされた西郷村長佐藤正博氏、西郷観光株式会社代表取締役須藤正一氏への謝罪と名誉回復及び損害賠償措置をとるべきと考えます。

したがって、こうした一連の経過の中で、平成25年第1回定例会において議決された村長等の給与減額にかかわる条例は早急に従前に復するべきと考えます。また、平成23年3月11日の東日本大震災及び放射能汚染対策に伴う行政経費の増大を考慮し、改正後の村長給与から10%削減措置も必要と考え、別紙のとおり議案を提出いたします。

長文にわたりますので、概略を申し上げます。以前の改定前の給与、5%減に一旦戻します。その後、今回の震災の措置による10%減というふうな形に変更させていただくというものでございます。詳しくは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

以上で、提案の理由といたします。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第13号に対する趣旨説明を求めます。

6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 6番仁平喜代治です。発議13号に対して提案理由を申し上げます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を、別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。今議会に、西郷村職員及び特別職の給与減額改正条例が提出されております。このことは、このたびの東日本大震災及び放射能対策に伴う必要経費の増大に伴う緊急的な措置であることを考えております。被災を受けた岩手、宮城、福島各県はもちろんのこと、県内の多くの地方自治体では既に本条例を可決し、実施しております。本村としましても、議員、特別職、一般職が一体として取り組むべきと考えていますので、別紙のとおり議案を提出いたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和59年西郷村条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

附則に次の1項を加える。（議員報酬の臨時特例）第4、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、議長、副議長及び議員の受ける議員報酬については、議員報酬月額から議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。この場合において、減ずることとされる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附則。この条例は平成25年10月1日から施行する。

以上のとおりです。

○議長（鈴木宏始君） 6番議員、今の発言ですけれども、議長からは趣旨説明ということで発言許可しています。提案理由というふうにおっしゃったので、そこを訂正していただきたいんです。

○6番（仁平喜代治君） ただいま述べました提案理由については、趣旨説明ということですので、訂正させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 先ほどの5番議員の発言も提案理由というふうにおっしゃっておりますので、ご訂正なさいますか。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 発議第12号での提案理由について、趣旨説明と訂正させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第14号に対する趣旨説明を求めます。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。発議第14号について趣旨説明を行います。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について、提案理由を申し上げます。

全国森林環境税創設促進議員連盟会長、新潟県村上市議会議長からの依頼のありましたことにつきましては、本定例会において総務常任委員会に付託されたところであり、9月9日、本会議終了後、第二会議室におきまして総務常任委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査したところでございます。

依頼の内容は、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の過剰な排出の対策として、二酸化炭素の排出源への税財源だけでなく、自然界で二酸化炭素を吸収するのは森林であるから、吸収源そのものである森林の整備や保全を行う市町村への税財源についても考慮して対策を講じることが重要であるとしています。

また、森林を整備、保全し、林業・山村対策を早急に推進するには、頻発する自然災害からの尊い生命や財産を守るために有効であり、それらの推進を担う山村地域の市町村に地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合を譲与する制度として、全国森林環境税を創設することが地球温暖化への対策となるとしています。

総務常任委員会では、慎重なる審議の結果、依頼の趣旨に賛同し、意見書を関係行政庁へ提出することが適当として、採択すべきものと決しました。

したがいまして、裏面の意見書のとおり、地方自治法第99条の規定により提出しようとしているものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 趣旨説明が終わりました。

それでは本日の日程に入ります。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第66号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。ただいまの議案66号に対する質疑をいたします。

この件につきましては、ただいま提案されております議案が、ここでもって議決否決という決定を見なくてはならないんですが、その決定によっては、これは村職員の生活に影響する、直接の影響する趣旨のものでございますので、これはやっぱりここで慎重にこの問題を検討しなくてはならないと思うんです。

今、西郷村の状況はどういう状況にあるかということ踏まえますれば、今この日本経済の変動によりましてかなり今、日本経済は上向きになろうとしている矢先でございます。それだけに、いろいろな諸問題がここに付されておりますので、こういうことに対して、この議案を可決された場合にはどう、否決された場合にはどうということ村長お考えになったことがございますか、村長の説明を求めます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 室井議員の質疑にお答えします。

もちろん、生活給という給与に関する問題でありますので、よく考えてやっております。この趣旨は、震災復興のための財源という緊急的な措置ということで始まりまして、もちろんこれは国・県・市町村、なべてお願いしたいという政府の要請であります。もちろん、今言われたとおり、生活に関するものについては重大な関心問題がありますので、私も全国町村会の財政局長等に質問しました。暫定ということで、これからやっても10月から3月までの6か月間あります。国はもう既に1年以上やっております。やっぱり、目標とするのが震災の復興の財源ということで、特に被災3県、全国から今まで救援物資あるいは支援金をいただいておりますが、さらにやっぱり財源を確保しないとという政府の逼迫した事情がございます。

よってということで、全国でこれは条例可決あるいは否決するところもありますが、そういう事情が今新聞に書いてあります。我が西郷村においても、周辺と一緒にやはり積極的にやりたくはないと私も思っておりますが、しかし、趣旨を考えたときに、やっぱり全国がそうしている、さらには国家として取り組むという趣旨でありますので、これについては積極的ではありませんが、やはり同じ地方公務員として応援しているところもそういうことになっておりますので、それは同じ形として受け入れざるを得ない、そういうことで提出したわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま、村長の説明によりますれば震災の復興の財源というものを言われておりますが、私が申し上げたいことは、今ここで申されることは西郷村の村民なんです。それで、村民に対する職員のここにお座りになっている各課長さんたちの意欲というもの、これをここで失ってしまえば取り返しのつかない問題が起きるんです。

1つの例を挙げますれば、この福島県に南部のほうの線引きがされまして、原発問題の補償金、これはみんな4万円ずつ追加をもらったでしょう。これをもらうまでのその努力というものは、我々議会がやったんだということが言われておりますが、我々議会の後ろ盾になったのはこの職員さんたちなんです。これは、今月の4日でご

ざいでしたが、時効中断の問題で、その交渉に行きまわりました。そのときには、八汐会と称する議員は誰も行かなかったんです。それで、その中でもって、この原発の特別委員会も2つに割れまして、これをやろうという者の同士でもって国と交渉しようという、それが参りました。そのときに、あの国会議員である荒井広幸議員が我々にはっきり言いました。西郷の議員さんが頑張ってくれたからこの4万円もらうことができたんですよと。それが、西郷だけの影響でなくて、線引きされた県南方部の全部の地域に影響を与えたんじゃないですか。あの4万円は、白河市も矢吹から何から全部もらったんです。そのときに荒井広幸議員から、西郷が頑張ったからこれまでやってくれたんだと。これからまだまだ頑張らなくちゃならないんです。それには、裏づけになるのは職員の皆さんなんです。

それで、この時効問題とどう頑張るかということはこれからまた考えなくてはならない問題ですが、国なりに要求するその資料をつくったのはこの職員の方です。どんな苦労したと思います。毎日毎日の仕事が、職員のやるべき仕事というものは決められておるんです。その決められている形の中でもって、議会がこういうことでいきますから、その書類をつくるなんていうような余裕は昼間はないんです。そうした場合に職員の方たちは、そのあらゆるデータを引き出さなくてはなりませんから、その書類を抱えて家に持って帰って、家族に対して食事を済ませ、そして、家族が寝静まったそのときから職員は家でもってこつこつとやるんじゃないですか。これは夜中までかかるものやら、朝方までかかってつくったものやら、こいつはわかりませんが、私は職員がああ書類を抱えて家に帰るその姿を見たときに、職員の皆さんに後ろから私は神に祈るような気持ちで手を挙げて拝みました、よろしく楽しみにます、しっかり村民のために頑張ってくださいと頼んだんです。そうしてつくっていただいた書類が、国を通り、あの東電の会社に通るして、通ったんです。それだから、あの4万円がみんな来たんです。

これは、この県南方部の線引きされたところにどのくらいの賠償金として戻されてきたか、これはちょっと我々では想像できないくらいのお金だと思う。この西郷だけに来られたやつは、ちょっとどこかわかるんじゃないんですかと思うんですが、これは課長さんたちは知っていると思います。

そういうふうに職員の裏づけがあつて我々が動いたから、これは成功したんです。それと同じように、ここで職員の給料を引き下げるか、現状を守るかの決議案でございいます。これをここでもって引き下げたとしたら、職員の意欲をここで失ったとしたら、明日から西郷村民のために我々議会が頑張ろうとして今やっているときに、大きな支障を来すことはこれは当然のことなんです。賠償金だけ出したって、この引き下げた分くらいのやつはとっくに西郷へ来ちゃっていると思います。そういう努力を払っているのが村長以下職員なんですけれども、この問題について村長は、これは私は別なほうでやっているからと逃げていて、何にもやらないんじゃないですか。それで、職員だけがかなりの苦労をしているんですよ。この職員が苦労している、その生活まで脅かすような行為は絶対できないと思います。その点を村長、どう考えていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご苦労さまでございますということですね。そのとおりです。職員は、やっぱり職員になったときから宣誓をして、この地方行政、西郷村発展のために命を捧げると、こういう決意でやっております。今回の措置で重大な影響で仕事に支障を来す、やる気がなくなってしまう、一人もいないと思っております。やはり、国家としてこの重大な危機に直面した、どう対応するか、政府がそういった方針を打ち出す、地方自治体も同じ第一セクターとしてその趣旨を解してやろうという気持ちは持っております。ただ、積極的にやるべきものかと言われると、やっぱりこれは災害だから仕方がない、こういうことで気を落ちつけるしかない、そういうふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは、今、村長は仕方がないと申しますが、仕方がないで済ませないんです。これは、本来ならば村長が本当に村民を思えばこそ、職員の方たちにはなお一層の努力をしていただかなくちゃならないんです。それを村長考えているとするならば、当然この議案の66号は村長はこの場から取り下げすべきなんですが、村長、その辺考えていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 撤回しようということですか。もちろん、撤回いたしません。出した以上はご理解をいただく、そういうことでやってきました。何回も申し上げますが、やっぱり今回の問題はこの震災、災害対応という財源確保の緊急避難的なこと、あまりありません、あってはならないことです。しかし、今回の災害の大きさは国家財政に相当なダメージ、さらにはいろいろな財源を確保しなければ成し得ないという状況にあります。賠償の話とかありましたけれども、それはそれ、みんなで頑張っ、そしてそれを越えていこうじゃないかと意欲を強くしております。

よって、この財政に寄与する問題、いろいろなことについてはやっぱりそれに協力して、これを乗り越えていこうではないかという意欲に燃えているところでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これで私の質疑は終わらせていただきます。また、討論の段階でやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第66号に対して何点か質疑をしたいと思ひます。

先ほど来の室井議員と村長のやりとりを聞いていますと、いろいろなことを考えさせられるなというふうに理解をします。そういった中で、今回提出された理由の中に、国の厳しい財政状況というのがまずうたわれています。それに対処するために国家公務員の給与削減をしたと、それを踏まえて地方公務員もするということで提案されていますけれども、国の厳しい財政状況、ではその厳しい財政状況において地方公務員



というのはどういう責任があるんですか、そこをまず説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国と市町村の関係ですね、やっぱり国家財政と地方財政も密接に、これは昔、平衡交付金、今や地方交付税、その他財源措置という形で密接に絡まっております。まず、国家的な問題は1,000兆円を超えたという新聞に書いてありましたが、財政の借金であります。これを私たちはどう克服していくのか、これは日本のみならず世界の関心を集めている。1つは、やっぱりオリンピックにおいても日本の財政の問題は大きな問題になりましたね。そういう問題があつて、そしてそれを越えていくというまず大前提がある。それと同時に、国・県の財政、税収の問題、これはいろいろな問題があつて、国と地方との関係、これを是正しようとしている関係があります。

もう一つは、財源の不足額をどう地方財政の不足額を補填していくか、地方交付税制度がありますね、この地方交付税制度といったものは、やはり地方の財源を担保するということがありますので、そういったことで大きな関係があります。要するに、我々は西郷村民であつて、そして日本国民であるということは何めない事実であります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が聞いているのはですよ、国が、今、村長が言われたように1,000兆円を超える財政赤字があると、それに対して地方公務員というのはどこにどういうふうに責任があるんですかと私は伺っている。いわゆる、地方公務員というのは法定事務と自治事務というのがありますよね。それに基づいて仕事をしてもらっているわけです。じゃ、その1,000兆円になぜそれが響いてくるんですか。でしょう。国で決めたことをやらなきゃならない、そして、村民、住民のために地方自治体の職員というのは頑張っているわけですよ。それが、じゃ1,000兆円にどういうふうに響いたんですかということをおは言いたいんです。違いますか、そのことをちゃんとお答えください。

結局は、1,000兆円もの借金をつくったというのは、歴代政府が無計画に無謀な大型の公共事業とか、そういうものを乱発してきたからじゃないんですか。そこに大きな原因があると私は思いますよ。その責任までも地方自治体の職員がとられるようでは、地方自治体の職員なんかやっつけられないんじゃないですか、これでは。そのことを私は言いたい、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、歴代の担当するといいますか、国が借金をつくってしまった、これは事実としてあります。ただ、それはただつくったわけじゃない、これまでの時代時代あるいはその背景を背負って最善の策を講じてきたその結果であるというふうになっています。ただ、1,000兆円というのはあまりにも多過ぎるんじゃないかということで、それはどうこれから財政再建を果たしていくのですかというのが今の大きな問題であります。その過程において、やはり借金を返すとすれば、

やっぱり国債費が増大する、増大すれば地方交付税が目減りする、これをどう担保していくのか、大きな問題であります。国の政策運営は我々が選んだ国会議員がやってきた、これは代表制で、西郷村議会も同じ、村民から負託を受けた者がやっていく。ですから、そういう意味で言うと、我々は西郷村民であり国民であるというふうに言っているわけです。

どう責任があるのかと、もちろんこれは財政的にはつながっていますが、1つはやっぱり国家財政とどう関係するのかというふうになりますと、やっぱり地方交付税とそれから今の給与の問題です。今回の問題は、人事院勧告に基づかない一、番大きな問題だと、これも私も一番関心が高くてこれを聞いたわけであります。しかし、全体の日本の財政の状況とそれからやっている地方、福島、宮城、岩手で大きな被災を受けた復興については、財源をやっぱり捻出しようではないかという動きがあって、それに呼応しているというところであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 全くもって論点がかみ合わない。

じゃ、次の質疑に入っていきたいと思えます。次の質疑というのも変ですけども、理由として東日本大震災に対処するためということで今回削減をするんだということを提案されましたよね。国が2013年度の地方財政計画の中で地方公務員給与の臨時特例と臨時課題への対応ということで、地方公務員の給与を8,500億円削減ということで打ち出しましたよね。このうち一般財源が7,900億円。じゃ、この内容について村長はご存じですか、把握されていますか。村長じゃなければ財政担当課長でもいいですし、総務課長でもいいです。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これは、国の財政局長に私が聞いたとき、言いました。やっぱりいろいろなことの歳出の中に紛れ込んでいく財源としてそれをやりますということですが。ただ、受け入れするとして一番問題だったのは、やっぱり今言われているような、例えばどこにいったかわからないというようなことはだめですよというくぎを刺していたところであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。担当課のほうもわからないということで、じゃ私がお話をさせていただきます。じゃ、この給与ベースで8,500億円、一般財源ベースで7,900億円、これは全国防災事業（地方負担分）として1,000億円、地方債充当、率が100%、交付税措置率が80%、緊急防災・減災事業費4,600億円、地方債充当率100%、交付税措置率70%、3つ目としまして、地域の元気づくり事業3,000億円と、これは人口と人件費削減努力に基づく普通交付税による措置と、こういうことがこの予算の中に盛り込まれているわけですよ。この内容をちゃんと精査されましたか、されていないよね、内容を把握していないのではね。そういう状況で、こういう議案を上げて本当にいいのかなと私は思うんです。これは非常に問題を含んでいますよ。

さきに、1点目の全国防災事業、そして2点目の緊急防災・減災事業費、これに関しては100%地方債充当なんじゃないですか。そして、さらには交付税措置率が80%、70%、非常に高いんです。ですから、いわゆる数字づらを合わせるために、この地方公務員の給与額を8,500を下げるよと、それを下げるがゆえの事業をこっちにつくったんじゃないんですか。私はそう考えますよ。それと3つ目、この地域の元気づくり事業、これが非常に私は問題だというふうに思います。このことなんですけれども、要するに、リストラをなさいよというふうに書かれているんですよ。そのことが、この中に組み込まれているわけです。現在までも地方自治体というのはずっと職員の数を減らしてきている、これは地方交付税なり何なりで、国からの求めに応じてずっとやってきてしまった、さらにもう一回やりなさいよということです。そこに大きな問題があると私は考えるわけです。そのことについて、村長、どのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最後のリストラの件は、それはその気もないし、聞く気もありません。また、さっきの財源がどこにいくかわかっているか、防災に決まっています、それは言ったとおり。私はずっとこれまで言いましたね、防災としてやっぱりどうしていくか。一番これまで復興庁で言ってきたのは、そういった財源をやっぱり今回は須賀川、鏡石、郡山、やっぱり庁舎が壊れましたね。庁舎が壊れたことについては、例えば西郷自身も被災3県の一番大きな問題はこの役場庁舎、これを今までの本震、余震によって相当ダメージを受けている。これから余震が来ると想定するならば、やっぱり役場庁舎は防災拠点として先ほどの交付金100%事業を充当してもらいたいとずっと言っています。これは、この町村会も、あるいは西白河の町村会も同じことを言っている。

やっぱり防災を今8・27、3・11以降、何が一番問題かとなりますと、今後同じことが前に申しましたとおり37年以内に余震が来るといふふうに言っている人がいると。だとするならば、被災する方々をどう場所を確保するのか、防災的な措置をどうとっていくのかということにぜひ金を使ってもらいたいと言っています。そういったことにぜひ組み入れていただきたいということをやってきたわけで、先ほどは理解できないという話でありましたが、やっぱり災害復旧のために使うということは、これは間違いのないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 大変失礼だったんですけども、今思わず噴き出してしまいました。というのは、私が言うまでわからなかったわけですよ。わからなかったですよ。（不規則発言あり）そうですか、失礼しました。では、その防災事業、緊急防災・減災事業、こういったものにお金を使うための削減、でも職員がいなかったらしようがないでしょう。その背景にはちゃんと職員のリストラもうたわれているんだということを言っているんです。

2年半前にあの大きな地震が起きました。そして、東京電力のあの福島第一原子力

発電所が大きな事故を起こしました。あつてはならない事故です。そのときに、あのプレハブに職員はどういう対応をされましたか。古い話をすれば平成10年、あの8・27水害、あのときに職員はどういう対応をされましたか。職員がいたからこそ、我々は被害を最小限に止めることができたんじゃないんですか。そして、放射能に対してもさまざまな今対応をとられているんじゃないんですか、議会も頑張っていますけれども。

ですから、人がいなければ、マンパワーですよ、それがなければしょうがないでしょうということ。でも、国は職員を減らせと、さらには職員の給料も減らすことによって職員を減らせということを目標にしているわけです。そういうことをわかっているながら上程するという、その気持ちが私はわからない。何のための自治体ですか、先ほど私言いました、自治事務、そこに住む人たちの生命と財産を守る、健康を守る、そのために村ってあるんじゃないんですか、それが無いがしろになるんじゃないんですか、いかがですか、お考えのほど。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この議案の中で、リストラするなんてどこにも書いてないですよ、する気もないです。それは職員が頑張っているから当然であります。ただ、全体の行革の中でそういった動きとかそういった事情がこれからは出てくるかもしれません。しかし、今回の議案の中にはリストラするとか、そんなこと一つも言ってもいないし、考えてもいません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私が言っているのは、緊急課題の対応事業として3つありますよと言いましたよね。その3つ目の中にそれが含まれていますよということ。ですから、先に向かってそこに進むんですかということ。そのことを聞いているんです、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはリストラのことは一つも書いていない、これは来年の3月までのことをこうしますというだけのことであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 平行線なので、これで終わりたいと思います。私が申し上げているように、もう一度言います。国が示した2013年度地方財政計画、この中の地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題の対応の中に、全国防災事業、緊急防災・減災事業、そして3つ目に地域の元気づくり事業、この地域の元気づくり事業の中にそのことが組み込まれていますと、そこまで読み取って議案を提出すべきである、そのことは誰もわからない、事務方がわからない、村長がある程度わかる、でも全くもって理由にならないです。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） では、申し上げます。今申されましたが、人を削減するとか、

そういったことは全然この中には書いてありません。この災害の対応として、全国の自治体が、あるいは国職員が、あるいは国家公務員が、この政府の要請に応じて動いている、国は既に動いている、県もほとんどやっている、やらないところもありますけれども。しかし、この自治体としても西郡、この近辺もやっている。やっぱり同じ方向で同じ対応しようという気持ちでやっているわけでありまして。ご懸念はいろいろあって、職員の意欲をそぐとか、そういったお話はありましたが、もちろんこの内容を理解してそれに呼応してくれると、私はそう思っている。いささかもこの災害対応にマイナスなことはないというふうに思って、上程しているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。議案第66号について質疑をしたいと思います。

西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例について質疑をさせていただきます。今、東日本において、東日本大震災によって東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故によって復旧、復興、除染費、損害賠償と莫大な金額が今必要としております。政府は、そういう意味で地方自治体にその財源について協力を求めてきたことだと理解をしているところであります。

今、放射能除染の作業などで職員は大変な苦勞をなされているときに、給与の削減には大変心苦しいところがあります。削減については賛否両論ですが、否決した地方自治体もあるようですが、否決した地方自治体について、国の普通地方交付税や国庫支出金、県支出金の減額があるというふうなうわさがございしますが、その点については、確実にこれを減額されるのか、されないのか、また、もしこれが減額されてきましたときに、西郷村の村政にどのような影響を及ぼすのか、その辺について村長にお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 白岩議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど村長も申しましたが、交付税措置ということで交付税が今年度削減されることは決まっております。試算では3,300万円ほどが交付税に影響してまいりますので、それに関しまして、今回職員の給与減額ということで上げておりますが、今回この条例が通りまして削減した場合に約2,200万円ほど減額分が出るわけですが、その分の一般会計の持ち出しが少なくなるということになります。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。今、普通地方交付税については了解いたしました。国庫支出金とか県支出金、それに伴って国の村の事業に対しての国庫補助金の額などにはどのような影響があるのか、ちょっとその辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

今回は国のほうから要請ということで来ておりますので、国庫補助金とか、そういったものには直接は影響しないかと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 今、総務課長のご説明である程度のご理解をいたしましたので、私の質疑はこれで終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 討論を行います。

ただいまの質疑の中で、村長答弁を聞いていますと、何で国の財政に対して西郷村の職員が給料を下げてまでも協力しなくちゃならないんでしょうか。これから西郷村に課せられる問題は、続々と課せられてくるんです。今、子どもたちの健康診断を見ましても、もう西郷には既に甲状腺が1人出ているんですよ。これを今、東電が何と言って逃げています。これは放射線によるものではないんだと、今、西郷では検査中なんですよ、その子どもは。ですから、これからの子どもたちを守るがためにも、子どもを育てる親の立場を守るがためにも、これはありとあらゆる努力をして、これから生きようとする者のために一生懸命やらなくちゃならないんです。それには、職員の意欲というものが大変大きなものがあるんです。

時効もどんな形があっても、これは中段しなくちゃならない、3月になると、この放射線による健康診断とかの賠償というものは今度できなくなるわけですから、別な法律をもってやっぱり守らなくてならない。これからの行動は大変なんだ、それだけに職員に課せられていることはますます大きくなっていくんです。このときに職員にも頑張ってくださいまして、何とか西郷は西郷の子どもたちを守り、西郷の村民を守る。それを考えたときには、今ここで職員の生活を脅かすようなことで職員の意欲を失ってはならない。この意欲を増大するがためには、66号の議案に対して私は反対の意を表するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論はありませんか。

3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 3番。議案66号に対しましては、賛成の討論をさせていただきます。

今、各議員、そして村長からもいろいろ説明がありました。それを聞いておりましたが、今回の提案理由といたしまして、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するためとありますとおり、被災県であっても、村であっても、職員の皆様には申しわけありませんが、減額に協力していただくしかないと思っております。多くの自治体でも減額をしております。西郷村だけが減額しなければ、村民に対してどう説明していいかわかりません。

よって、この議案66号に対しては賛成討論といたします。

○議長（鈴木宏始君） 次に、反対討論ありますか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」について、反対の意見を述べます。

職員の給与削減案は、直接職員の不利益にかかわる問題であり、また、地方公務員の給与は自治体が独自に決めるべきであります。労働基本権が制約されているもとの、問答無用で賃下げを押しつけることは許されるべきではありません。地方自治体職員待遇に国が介入することは、自治権の不当な侵害であり容認することはできません。このことにつきましては、今年の1月21日に全国市長会で、23日には全国知事会が地方自治への不当な介入をするべきではないという趣旨の要請を行ってきております。8月2日現在で、全国の自治体で給与削減を実施した自治体は58.1%にとどまっており、削減しない自治体は230自治体に広がってきています。県内でも、いわき市、田村市、郡山市、棚倉町では実施をしない方向を示しております。

また、国の要請文には、消費税の負担を国民にお願いするために公務員が先頭に立って行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要であると述べております。いわゆる、消費税増税が前提の措置だと明記してあります。いわゆる、消費税増税をするための見せしめにしかありません。

労働派遣法を改悪し、派遣労働者を原則自由化し、低賃金の不安定雇用労働者を大幅に増やしてきております。年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えて広がってきております。その多くが、青年労働者と女性で占められております。結婚すらできない青年が増大、少子化に拍車をかけているのが現実です。政府がつくり出した劣悪な低賃金労働者と公務員を対立させ、公務員の給与が高過ぎるという攻撃をてこにして公務員給与の賃下げを連続して強行し、それがまた民間給与の削減を加速させるサイクルをつくり出されてきております。

また、日本の大企業は、今年3月期決算で1年間に10兆円の内部留保を積み増し、総額で260兆円を超す規模になっております。労働者を犠牲にして、大企業だけが貯め込み金を増やしてきたことは明らかであり、この経済のゆがみを正さなければなりません。公務員の賃金引き下げは、地域経済の発展にも大きく影響してきます。

以上の理由から、議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」案に反対討論といたします。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論ありますか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） みんなの党の後藤でございます。議案第66号について、賛成の立場から討論します。

この議案は、いろいろの見方があると思います。我が党は、従来から国家公務員あるいは地方公務員、行政全般の今のあり方ということに対して、とにかく行政の経費をできるだけ切り詰めて最少の経費で最大の効果を発揮するんだと、そういう基本方針がございます。それで、私もこの議案に限らず、従来から行政改革は断固として断

行すべきだと、そして、過去において行政改革推進委員会の会長を務めて、こういったことでいろいろ諮問をした経緯がございます。

今回の国家公務員給与削減、それに準じた地方公務員の削減ということでもあります。さきの民主党政権が国家公務員総人件費2割削減とうたいました。しかしながら、その約束は反古にして、結局できなかつた。今日もそういう議論はもうどこかへ去られてしまった。考えてみれば、民主党は連合の組織で応援されていると、これはもうそういう行革とか、そういうものはできるはずないんです。やはり支援団体がそういうことに反対している政党は、これはできないです。我が党だけが唯一、みんなの党がしがらみのない、全然そういう団体あるいは支援団体というか、そういう関係ございません。よりオープンな形で、いわばフリーハンドでこの議論をできると、そういう立場でございます。

それで、いろいろお話がございましたが、私は国のまず政策がおかしいのではないかと。これはこの議案に対しては賛成しますが、しかし、今前段でいろいろ反対意見がございました。これにも少なからず私も同調する面がございます。というのは、今、国で国家財政、どのように使われているかと、非常にずさんな使い方をされているんじゃないかと、無駄無駄のオンパレード、そういったことをきちっとやっての増税なら私ももちろん大賛成なんです。しかしながら、そういったことには一切かまわず、ただ人件費を国民の理解を得られるために、ごまかしの時限立法で半年間だけ下げるんだと、こんな馬鹿げた、もうこれはインチキですね。半年になったら、また戻すんですから、これは国民の皆さん、ごまかされちゃいけません。私はずっとそれは突き詰める。

こういう議論をすると、私も政治家ですから、完全に選挙ということでこれは不利なんです。職員の皆さん、総スカンを食うのは当たり前だと。しかし、私も過去に村長選挙に出た経緯がございますが、そのとき、公務員一律5%最低削減だと、これはいわゆる民間企業の皆さんの給与って、非常に今日の公務員全体の給与の乖離があると。平均給与が、この役場職員も600万円を超えているでしょう。そうすると、民間はどうだと、100万円に満たない人がごろごろいるんです。パートで働いている人は、せいぜい年間50万円ですよ。いろいろなホテルの掃除、飯も食わないで汗たらたらで1時間、2時間でわずかの二、三千円の給与である。これが実態です。いろいろ確かに自分の給与を削減されるといったら、もう当事者にとっては本当に重大な問題です。それはわかります。しかしながら、あまりにもやはり私から言わせると公務員の諸君は恵まれ過ぎているんじゃないですか。

なおかつ、政府がどういうことをやっているかということ、今、この除染が行われていますね。西郷村に144億円が投じられて除染をやっています。しかし、中身を見れば、この間の議会でも私質疑しましたが、指摘しましたが、あの川谷地区の除染についても1戸当たり1,000万円くらいかかっちゃうとか、800万円かかるとか2,000万円かかる、ごろごろですね。今回の西郷村の幾ら削減される、2,200万円。そうすると、除染費用の民間のわずかごみ集めた、フレコンパック



に入れた額、もう1,000万円、2,000万円簡単にいっちゃう。そういうことを思うと、職員の皆さんも、除染を否定はしませんが、関係ないと言われるかもしれない。しかし、そういったことに莫大な費用をかけて、俺たちの給料は減らされちゃうんだと。こういうことを考えると、私も皆さんのそういう、じゃどうなんだということに対して非常に理解を示します。しかしながら、私はやはりこの震災でどうのこうのかかるという以前に、国はもう少しいろいろなことに対して切り詰めたそういう財政政策をとってもらいたい。

それと同時に、この村の問題ですが、この決算書あるいは3月の予算の審議で私もいろいろ指摘しました。とにかく補助金、各補助金の積み上げのオンパレード、ああ、あそこに300万円、こっち50万円、100万円だと、その額が80何億円でしょう。そういったことに対して非常にいいかげんな予算の組み方をしていると。だから、いくらここで2,200万円浮かしたとしたって、これは全然焼け石に水ですよ、結果的に、私から言わせると。その点、私も職員の皆さん方は、実はもっとやるべきことがあるんじゃないかという声も私も納得できます。今そういった前段申し上げた村の予算の組み方だって、非常に私から言わせればずさんな、前例踏襲主義ですよ、そういう予算の組み方をしている。

それから、先ほど（不規則発言あり）それから、温泉健康センターあるいはちゃぼランドの指定管理費が3,300万円だと、それからいろいろ、もろもろ含めると7,000万円も西郷村で出費していると。そういう膨大な額が、何ら皆さん何の痛痒も感じないで延々とそういうことを放置している。あげくの果て、それを指摘した我々議会議員に対して損害賠償だ、名誉棄損、とんでもない話だと。だから、訴える人は何をやってきたんですか。我々は少なくとも問題があれば指摘をして是正をさせるとか、そういうことが役目でしょう。それをやっちゃだめだと、これは横道にそれるかわからないんですけれども、そういうことです。

総じて、私は国も例えば今回の消費増税も、社会保障費が毎年1兆円自然増で増えていくんだと、そういった点に何ら手をつけないですね。例えば医療費、医者はどうどん年寄り1割負担だというんで、薬をかごに背負わせるほど出していますね。そういうことに対して全然メスが入っていない。どんどん我々の貴重な若い人の税金がみんな食われちゃうと、こういうことを放置して、消費税なんてとんでもないんです。

（不規則発言あり）そういうことで、私はやはりここは皆さん、甘んじて6か月間だけ我慢してください。そういうことで賛成するものでございます。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） まだ討論があるようでございますので、ここで休憩をいたします。  
これより午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時07分）

#### ◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時24分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第66号に対する討論の途中であります。

休憩前に引き続き、討論を続行いたします。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 9番。議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」について、反対討論を行います。

安倍内閣政府は、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対する国家公務員の給与減額支給措置を踏まえと言っていますが、行政改革、国会議員経費削減と立派なことを言っていますが、何もしていません。すべて地方に押しつけております。東電原発事故、この収束のつかない化け物、原発は化け物であります。福島は負の、マイナスの遺産を残されてしまいました。I O Cオリンピック招致委員会での東京は安全などの暴言、許しがたい言葉であります。オリンピックが招致されたことは喜ばしいことですが、福島をばかにしたまったくとんでもない発言であります。私はそのように思います。仕事は膨大、職員の行政士気の低下、地域経済活性化への妨げになります。

よって、私はこの条例に反対いたします。西郷村長も右倣えであります。

以上。

○議長（鈴木宏始君） 次に、賛成討論ございますか。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどから賛成、反対の討論がされておりますが、やはり今回の震災絡みについては、隣の白河市でも昨日、8%の上級職員の削減がされたと。そして、また議員についてもそのような議決がされたというふうに聞いております。今回、冒頭で発議第12号、13号、村長そして我々議員の削減についても、これらの関連した提案でもございます。

よって、職員にはまことに申しわけございませんが、期間限定の6か月間でございます。そういった2,200万円の削減、少し小さい数字に見えるかもしれませんが、でも、これはみんな村民が負担しなくちゃならなくなるお金でございます。そういったことを考えて賛成と討論させていただきました。

○議長（鈴木宏始君） そのほか討論ございますか。

1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 議案第66号について、反対の立場で討論させていただきます。

皆様のお話を聞いていました。一番肝心なのは、職員の皆様も被害者だという意識を私は持っております。職員の方々にも家族はおります。給料削減によって、いろいろな部分で家庭の出費が変わってしまうのではないかと考えております。それは、まず、東日本大震災及び原発事故によって我が西郷村も多大な損害を受けております。原発事故は、まだ収束に至っておりません。その中で、線引き問題がありまして、それだけでなく西郷村は中通り地方の県中、県北に対しても半分の原発に対する補償しか受けておりません。そんな中で、給料削減いたしまして、先ほど16番議員も申し

ましたように当然その中で士気も下がると、そういう観点もあります。そういう観点から、私は否決の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに討論ございませんか。

2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 議案第66号につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

先ほどそれぞれの議員の討論の中で、県職員、さらに他自治体でもということで、特に隣の白河市では昨日可決されたということで今日の新聞に報道がなされておりました。これらの各町村等についても同様の措置を講じていることからしても、また、多くの村民の方で民間企業にお勤めになっていらっしゃる村民の方がいらっしゃいますが、その方々と比較しましても、地方公務員である村の職員の方々の給与的なもの、あるいは仕事の内容等についても、上を見たら切りありませんが、下を見たほうがさらに切りがないのではないかというふうに私は思います。たとえこの削減がなされましても、まだまだ村職員の方々は恵まれているものと判断をいたしております。

したがって、削減されたとしても来年の3月までの6か月という限定でありますので、周りの状況、あるいは今のそのような中も理解していただける職員の方は大勢いるものと信じております。しかし、職員の皆さんだけではなくて、この後審議される特別職、そして議員、これらもあわせて一体として取り組んで実施することが一番大事なことだというふうに私は考えますので、本議案に賛成の討論をするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手同数）

○議長（鈴木宏始君） 採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

議案第66号「西郷村職員の給与の臨時特例に関する条例」については、議長は否決と採決いたします。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第67号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第3、議案第68号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第4、議案第69号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第5、議案第70号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「西郷村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第6、議案第71号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号「社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為新田橋上部工工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第7、議案第72号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第72号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました

◎議案第73号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第8、議案第73号に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。平成24年度の歳入歳出決算についてお伺いをいたします。

まず、総務課長、また監査委員にお伺いいたします。

平成24年度12月定例議会で100条調査特別委員会の委員長報告が行われました。そして、この委員長報告では虚偽の、嘘の報告をして、多年にわたって多額な金を村が支出してきていたと、また、それを平気で受け取っていたことが、職員、元社員の証言で明らかであります。これについて、百条委員会では委員長報告としてきちんとやはり虚偽の報告によって支出したお金については全て村民の税金ですから、速やかに返していただくようにというお話が委員長報告がありましたけれども、この問題について、総務課長また監査委員はどのように対応され、また返還を求めてきたのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

その百条委員会の件に関しましては、議会から告発ということもございまして、その推移を見守っておりましたので、それに関しては措置はまだしていません。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

この問題は、もう去年の2月から百条委員会が発足していろいろ取り込まれたわけなんです、私の個人的な意見としましては、やはりまだちょっと双方言い分があると思うんですが、西郷観光に関しては何ら虚偽の報告、これは歴然としているということなんです、その辺の弁明もはっきりしていないし、これはここではっきりすべきじゃないと思います。先ほど、名誉毀損とか云々とかという話もありましたが、やっぱりそういった問題もすっきりさせた上でスタートしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この問題、告発の問題についてもそうなんです、はっきり申し上げますと八汐会は嘘をついています。はっきり申し上げます。そして、先ほど金田議員が不起訴になったから全てが冤罪晴れたというふうなお話がありました。全く嘘です。総務課長、この告発された、議会が告発した文、百条委員会が告発したものはどんなことを告発したんですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

ちょっと今手元に原文がないので正確なことは申し上げられませんが、まずは、写真等の使い回しの件で、西郷観光の過去ずっと経営状況で委託料を支払っていた件で、写真の使い回しとか、それからずさんな経営ということで村長に責任があるということで報告があったかと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当に涙が出るくらい残念ですね、西郷村の総務課長がそういう答弁。だから、議会議員もそんな間違っただけの嘘の報告、発議されましたけれども、全く嘘です。これ、私ここで証拠あります、全く嘘です。いいですか、課長、百条委員会が告発したのは、犯罪ではないし、85万円の除草費、施肥を返せという話でもない。これは告発できないんです。それが例えば詐欺行為であっても、嘘でお金を取っても百条委員会は告発できないんです。告発状が手元にあります。不起訴になったものは何かといいますと、説明しますか、わからなければ。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 申しわけございません、報告書等とちょっと一緒になっておりました。告発があった件に関しましては、村長が芝刈りの回数ということで、12回、13回ということをして申しまして、その実態がないということで、それが虚偽の証言になるということで告発があったかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうなんです、単にそれだけなんです。結局、百条委員会では証人の方は宣誓をするんですね、私は嘘は申しません、事実を反することを言いませんというんですね。ところが、このときにこの告発状の中身を読んでみますと、仕様書で定められた芝刈りの回数が5回であることに對し、12回から13回くらい刈っているんですね芝は、と須藤社長が言ったんです。いいですか、1万8,000平米ですよ、1町8反歩のやつを12回、13回芝を刈ったという。そして、その芝をどうしたんですかといったら、村長がこう答えるんですね。これをどこに持っていったんですかといったら、芝生広場、草地を刈った9,278平米の草、それから芝生広場の7,298平米、7反2畝です。芝生広場の年3回刈った草、それからふき芝、要するに法面の、ずっとありますね、あの法面の芝です。それから芝刈り6,586平米、6反5畝、年3回刈った草、これをどこに処分していたのか調べてくださいと質問に対して、村長が言ったのは焼却場の場所に持って行って積んであるということでございますと答弁したんです。これが嘘だということだけなんです。

除草費のことも、虚偽の報告書を出して、まんまと年間何百万円という金を西郷観光株式会社、社長が村長ですよ、が村から持っていったことは一言も告発していないんですよ、単なるこれだけです、今回不起訴になったのは。これを何か金田議員は、すべてが冤罪だというふうな、損害賠償出せ、陳謝しろと、こんな間違っただけがこの西郷村議会で行われるということは議会議員も勉強不足ですね、言わざるを得ない。

この問題についても、例えば村長は正しかったかもしれない。確かにここで焼却場の場所に持って行って積んであるということでございます。実はなかったんです、ないんです。ところが村長は、村長なんですから現場で草を運んだわけでもなし、現場を見たわけでもないと思う、おそらく。だから、そのときに担当課長、また担当者、もしくは会社の誰かに聞いて、そこに運んでいますということを知ったと思うんです。だから、村長はここで焼却場の場所に持って行って積んであるということでございますと言ったんです、見ていないんです、あるということでございます。ということは、

村長はたとえあってもなくても嘘じゃないんです。その言葉を信じたんですから、信じたことを言ったんですから。わかりますか。その言った方が嘘をついたかもしれない、だけれども、嘘をついたとしても村長はその方を信用して話をすれば村長は嘘じゃないんです。偽証じゃないんです、これだけのことなんです。

じゃ、実際に不起訴になったと。どうして不起訴になったんですか、その理由、不起訴の理由についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の総務課長の質問の中で、村長は悪くなかったかもしんないとか今申されましたね。（不規則発言あり）でも、虚偽をしたからといって告発されたんですよ、私は。何ら悪くないかもしれない、虚偽でないかもしれないといって、何でも今日、じゃ百条で告発されるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） あの状況の中において、1町8反歩の芝草を13回も刈ったと、皆さん、この間5番議員が言いましたけれども、田んぼのあぜ道の草じゃないんですよ。芝生というのは、5番議員は春の刈った草は秋に消えていると、そういうふうに言われましたね。でも、これはアメリカでは刈って干した芝はそのまみにします。夏は1週間に1回、時には2回芝を刈ります。なぜならたびたび芝刈りをしたほうがよい芝になるからです。あまり短く刈ると茶色になって格好がよい、また、刈って落ちた芝が短いほうが地面にすぐ埋まるからです、そのままにできるからです。2週間に一度の芝刈りですと、刈った芝は長く、芝の上に落ちて残ってそのままにすると茶色になって格好悪くなってしまいます。集めて畑に埋めたりするしかありませんと、こう言っているんです。そして、芝生を刈る場合には3センチから5センチ程度の常に刈っていないと、刈った芝が下に落ちて消えないんです。10センチ、15センチ長い芝になっちゃうとこれは落ちないんです。私も確認しました。

芝生の場合も、野芝から洋芝、ベント芝からたくさん芝があるんです。これは芝によっても、枯れる、枯れない、時間的な問題があります。私が専門家にお聞きしたところ、その芝生によっては2年間消えないというんです。ですから、私はこの1町8反歩を12回も13回も刈った。そして、刈ったというんなら、商工観光課長、担当課長からそのような報告書がありましたか、何月何月、毎月月例の報告があるでしょう、あったんでしょうか、それ、ちょっと確認したいんです、そこまで言うんなら。

それと、村長、私が言っているのは、委員会でそのようなことを、私からすれば年に1町8反歩の芝草を刈って、それを13回も運んだところに芝生がほんのこれだけしかなかったら、それも何年もですよ、5年10年の芝ですよ、それが。なかったら、村長が嘘がついたと思うのは当たり前じゃないですか。ただし、そのように私は思う。だけれども、村長が言葉で、いや、私は言われたことを言っただけですと言えば嘘でなくなっちゃう。でも、逆に言うと、それが村長が言ったことが本当か嘘かというのは、これが証拠が希薄ということなんです、特定できないんです、これは誰も、本当か嘘かということは、言った、言わないと同じですから。だから、これが不起訴に



なるのが、何百分の1で不起訴になるというのはそこなんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 芝が何回刈ったとか何かというお話しされましたけれども、私もそもそもこの話は議員が何かさつき社長は西郷村長と言いましたけれども、私は今社長じゃないですよ、いつの話をしているの。（不規則発言あり）草刈りしたときの社長は、去年の話でしょう、見に行ったのは11月で。だから、社長は私じゃないですよ。だから、そのときに見に行き、私は草刈りしたのはそこに置いたと言ったからそれでいいと言ったの。そしたら、今聞いたら、村長は悪くないかもしれないといって百条で何で私が告発されるんですか。村長は、そのときは何か悪いことしたので罰してくださいと書いてあるんです、あの告発状の中には、何で今の話が、じゃ悪くないかもしれないよという話。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

平成23年度、芝生広場については10回から11回刈ったという報告はあります。ただ、法面とかおべんとう広場とか、そういうところについては11回、12回は刈っておりません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私と室井議員と2人で、平成23年度に現場に行ってきました。全部見てきましたけれども、足も踏み入れられないほど草が伸びているんですよ、村がお支払いしている草刈りを全然やっていないんです。そして、遊歩道についても、入り口にこういう木をいっぱい積み上げて中に入れないようにしてあったんです。それを全部遊歩道も草刈りしましたとお金をもらっているんです。そして、社員の証言では除草剤をまかなかつたけれども、まいているように格好してくれということでこうやった、写真撮ったと、私はまいていませんでした。やってくれというのでやったんだという話。こんなことがはっきりしているのに、何で村長が月々、年間85万円の除草剤と施肥、これを何で還付しないんですか、返してもらわないんですか。

そして、悪くなかったかもしれないという言葉は、明らかにあのときの委員会の中で、現地に行ったときには明らかに村長の言葉は整合性がないんです。ところが、あのときに村長がどなたに聞いたかわからない、現場に行き見て見ただけですか、それとも自分で運んだんですか、運んでいないです、村長やっているんだから。それはあくまでも社員なり、部下の担当者から聞いて、どこに運んだと聞いたら、どこどこですと言ったから、それを正直に言えば、たとえなくてもあっても、なくてもこれは偽証罪に当たらないんです、実際なくても。これがいわゆる百条委員会の告発しても何百分の1しか告訴されないというところなんです。

それと、あともう1点、それから今言ったように最後の文面、私書いたんじゃないですよ、あれはそのような仕様になっていて、そのように書かなきゃならないということなんです、文面的に。例えば、裁判やれば一方が告発すれば片方は被告にな

っちゃうんですよ、そうでしょう。私、何で被告になっちゃったと、それは文面的に法律上そうしなければ成り立たないんですよ、だからそうなっているんです。それじゃ何て書くんですか、そのときに、この人はいい人でしたと書くんですか、とんでもないですよ。それはそれなりのきちんと事務局のほうでも、私が書いたんじゃない、しっかりやっていますよ、そんなことは。

ただ、そんなことよりも村の税金を、村長が社長をやった時代もある、今、取締役でしょう、社長は選ぶの本当でしょう。そして、ちゃぽランドについても年間6,000万円、7,000万円という、使用料を含めれば払っているんですよ。だから、こういった問題をやっていて、そして2万円の事務所開きのときにお祝い金もらったとか、そういう慣れ合いをやっているから、村長おかしいんじゃないですかと、金返してもらったらいいんじゃないですかということなんです。それを一切、不起訴になったからその85万円、除草剤も施肥もそのほかのやらなかったことも全部無罪放免だって、そんなことを言っているから村民の皆さんが間違っちゃうんです、とんでもないです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 大分昔の話から今の話をしていて、いつの話だかよくわからなくなりましたけれども、去年の話、11月30日に見に行った話だね。1つは、今の、村長は悪くないかもしれないけれども、そうせざるを得なかった（不規則発言あり）百条の話ですよ、今の話しているのは。百条の話って、百条は大変な不名誉なことですよ。それが今、村長は悪くないかもしれないけれども告発したというのは、わかっていてやったということなんですか、そしたら。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この件で、じゃ議論しますか、いいんですか、一般会計の決算認定の場なんですけど、よろしいですか、これやって。じゃ、どんどん私も言わせてもらいます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第73号の質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 子どもみたいな質疑、答弁、こんなことでは村民の方々にも大変申しわけないということで冷静にお話ししたいと思います。西郷観光株式会社の社長は、代表取締役、佐藤正博村長は平成14年から平成21年まで社長を務めておられました。現在も取締役、須藤正一社長と佐藤正博村長、有賀悌三さんの3名の取締役の1人です。その中で佐藤村長が大株主だという中でありますし、請け負

っている会社が西郷観光株式会社、そこに業務を発注しているのが西郷村の村長の佐藤正博村長。いくら法律的にどうこう関係ないといっても、そこに発注する側は1円でも安く、最少の経費で最大の効果を上げるように、受ける側は1円でも高く、会社の利益が出るようにということで、こんなことも利益相反、こんなことが成立するわけないんです。

そういうことをわかっていながら長年やってきたということですが、先ほどから言っています芝生が消えたか消えないかという話。それでは、もしも消えた、消えるんだという論理からいったら、課長、申しわけないですが、今まで村は芝管理の中で、芝刈り、芝集積、芝の運搬という形で予算の見積もりをとって、それを業務委託料の中に入れていなかったですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） お答えします。

芝生管理についてはいろいろありまして、芝生広場、その他芝、ふき芝、下草とありまして、芝生広場については5回、これについては単価が21円ですので、これについては集積はございません。その他の芝、これについては3回で、これについては単価が43円で、これは集積があります。ふき芝、これについては3回、これについてもやはり単価が43円で、これについても集積はございます。下草、これについては1回です。単価は43円です。ということで、芝生広場については芝生の集積とはございませんけれども、そのほかについてはあります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局あるんですね、その分だけ予算を見ているんです。それも全部今まではお支払いしてきた、やってもやらなくても払ってきた。しかし、業務報告には芝を刈って、集積して、運搬しましたという、いわゆるそういう報告をして、実際には5番議員が言うように消えていたとしても、そういう嘘の報告をして全部のお金を集積、運搬までもらっていたというのがこれは現実なんです。だから、我々はそういうことであるし、また、除草費、施肥、肥料ですね、年間85万円取っているんだから、それをやってくれよということで業務委託しているにもかかわらず、社員のほうではこんなこと何年もやっていませんよと、やっていませんでしたとはっきりと言っているんです。

だから、やっていないのであれば、それを返してもらったらいんじゃないですかというのが百条委員会の考え方であって、このことが何か告発したとか何かとかって勘違いされちゃって、全く別なんです。告発状は、あくまでもその芝生を刈ったところから運搬的にコテージの奥のほうに運んだか運ばなかったかというだけの、単なるそれだけの話であって、全体のことについては全く関係ないんです。それをあたかも、それが全てが冤罪で、全てが無罪になったという、こういう吹聴をして、結局百条委員会全部が金の無駄遣いしたんだということを吹聴して、我々議会議員を悪くするという大変な問題があと思うんですね。

それで、住民課長、ちょっとお聞きします。今、村内に行政区は幾つありますか。

(不規則発言あり)

○議長(鈴木宏始君) 総務課長。

○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

46行政区です。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) それでは、放射線対策室長、ちょっとお聞きします。この46行政区に全部仮置き場をつくる予定ですか。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

46行政区でございますが、村では仮置き場3か所、それから仮仮置き場2か所でございます。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 対策課長、もう一回お願いします。じゃ、再度お聞きしますが、これから各行政区に仮置き場をつくる予定はありますか。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

今のところはございません。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) じゃ、これからは46行政区すべてに仮置き場をつくるという考え方はあるんですね。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

今のところは、計画された5か所以外についてはございません。仮置き場が少し遅れているので、何か月かは仮仮ということで、業者のほうでお借りして設置する可能性はございますが、村としては今の5か所で契約は終わりです。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 先日もひらた中央病院のホールボディカウンタと甲状腺検査で18歳以下とお母さんしかできないというふうな間違った八汐会報を出して、それを会長が議会でおわびして訂正しましたね。今回、また金田5番議員が、不起訴になったから全てが無罪になったと、こういう間違ったことを堂々と議会で発言をして、そしてまた、八汐会報でそれをやってきた我々、百条委員が悪いんだというようなことで、これは間違った報道を私はしていると思う。

そういう中で、またまたここで、ここでは八汐会報が村内村民全員にお知らせした内容ですよ、八汐会報。いいですか。八汐会は、各行政区に一日も早く仮置き場ができるように、そして早く除染が進むように取り組んでまいります。八汐会は各行政区に仮置き場ができるように取り組んでいるということなんです。お話を聞いていますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

聞いておりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こんなことは子どもだましです。仮置き場というのは、きちんと環境省なり県から認可をもらうんでしょう。それなりのきちんとした対策を練って、安全対策をして、それなりの基準にのっとったものを作っていくんですね。それを各行政区に一日も早く仮置き場ができるようにと八汐会報、こんなことを村民に知らせるとどうなんでしょうか。村民は、じゃ、うちの行政区にも仮置き場ができると、そう思うんじゃないでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） どういう趣旨かは私には相談はございませんでしたので、村としては今まで特別委員会にも議員の皆様にも村民の皆様にも、今言った5か所につくるという計画でおります。ただ、今後そういった中で行政区内にもそういった仮的に、一時的に保管する場所、（不規則発言あり）それは今のところございません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 申しわけないですけども、議長、結局先日のひらた中央病院の報道にしろ、今回のキョロロン村の西郷家族旅行村問題にしても、もう全部問題ないんだというような報道、そして百条委員会で結果が出たと、新聞報道で指定管理者と村長に不起訴処分との当たり前のこと何やっているんだと、草刈りの問題で何度も委員会を開き村民の税金を使い、誰が見ても何もないようなことをいつまでも協議し、時間の無駄、反省してとこういう記事を載せたり、そしてまた、放射能から子どもを守るとそればかりしてる過敏症の議員がいるなんて私を責めてみたり、そして百条委員会、議会が村長を告発したと聞いたがどういうことだと、内容を知りたいということで答えて、確たる証拠が挙がらずなんていうことで、こういう嘘のことを書いてみたり、そして、各行政区に一日も早く仮置き場ができるように取り組む、こういうことを議会議員の会報がやって村民を惑わしていると私は思う。とんでもないもんだと思うんです。このことについて、きちんと議会としてやはりこの発行者である代表者にきちんとした弁明を求めないと村民は何を信じていいかわからないと思うんです。

議長、申しわけないですが、暫時休議して、八汐会報の仮置き場の問題、これについても実際に正しい報道なのか、どういう状況なのかお聞きしていただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、15番佐藤富男君より八汐会報について慎重にこれを扱うべきだというふうなお話でございまして、ただいま議運長とも協議した結果、議会運営委員会でこれを協議していただきたいと議長が考えましたので、暫時休憩をいたして、議会運営委員会を開催してほしいというふうに議運長にお願いをします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 1 3 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 4 3 分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第 7 3 号の質疑の途中であります。ここで 1 0 番白岩征治君より議事進行の発言を求められておりますので、これを許します。

1 0 番白岩征治君。

○1 0 番（白岩征治君） 1 0 番。議事進行いたします。

先ほど、1 5 番議員から八汐会「会報」について指摘がございました。八汐会「会報」の中に仮置き場の件についてのご質疑でありましたが、八汐会「会報」についてその仮置き場の文言としては、八汐会「会報」、一日も早く仮置き場ができるように、そして早く除染が進むように取り組んでまいりますという記載が、これはちょっとおかしいのではないかというようなご発言がございました。もし、これが我々の間違いだとすれば、今後このようなことのないようにしっかりと精査をしながら、次回の会報に記載して、皆さんにご理解を得るような会報を出したいなど、そんなふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 質疑を続行いたします。

1 5 番佐藤富男君。

○1 5 番（佐藤富男君） インターネットでこの議会を見ている方、また傍聴されている方にご理解賜わなきゃならないんですが、これはあくまでも平成 2 4 年度に村民の方々は一日も早く除染をしてほしいということで、待っております。そういう中で、この除染の方法、除染を進める方法で、どうすればいいんだということも含めて、どのように進捗されているということでの質疑なんです。その中で、八汐会がこのような仮置き場を 4 6 行政区全部につくるということを進めますと書いてあるから、これはどうですかと、じゃ、担当課長さん、進んでいるんですかということを知ったら、全然 4 6 の行政区に仮置き場をつくる予定はないというのであれば、この八汐会のチラシでまいたことは、村民の方々に対して大変ご迷惑な嘘の情報を流したんじゃないのかなということで、これをはっきりすべきだということでお聞きしたわけで、そしてまた、残念ながら今のお話を聞くと、間違いであるならばどうこうと言ったけれども、まだ間違いとは認めていなんですね、八汐会では。

担当課長、これはどうなんですか、八汐会で頑張ってくれば、4 6 行政区に全て仮置き場はできるんですか、現実的に。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

現在、5 か所の計画で村の除去土壌については仮置きできると思っておりますので、それ以外の計画はございません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 白岩征治議員は、また詭弁を使ったんですよ。謝りたくないから、間違いであるならばということで逃げた。でも、これは私個人じゃなくて、西郷村民は、一般村民は新聞折り込みを見て、この7名の立派な議員さん方が写真を並べて出した報告ですよ。そして、ましてやこれは報告を出した編集者が金田裕二議員、南館かつえ議員、真船正晃議員と立派な議員さんが書いているんですよ。そしたら、みんなこれを信用するでしょう。このほかの記事も全部そうですけれども。そういうことを、もしもそのこと、今はっきりしましたから、嘘と。嘘のことを流したんでは、これは村民を惑わすだけで何にも村民は得るものがないんです。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 議長、議事進行いたします。5番金田です。

ただいま、15番議員はあたかも我々が発行した八汐会報が偽りであるがごとき、そのような村民に知らせしめようとしております。このことは大変重要なことであります。我々は自信を持って記載しておりますし、（不規則発言あり）先ほどの件についても、我々も真剣に放射能対策についても書いております。

先般、放射能特別委員会、佐藤富男議員は、その中で、自分の書いたブログの中でもいろいろなことを書いてあります。グランディ那須の裏の除染についても、2億円から、何億だっけ、3億円だから大きな疑惑があるのかなんとかというふうなことまで書いております。そういった根拠もなしに、根拠があるんだったらどうということなのかも説明していただきたいし、人のところを非難するところじゃないと思います。自分は何を書いているんですか、ブログは西郷村民だけじゃありません。（不規則発言あり）そういったことをありますので、大体決算審議の中で八汐会云々ということについて、議長は決算以外のことですから取り上げないようにお願いします。

また、先ほど私が言ったことについても、富男議員に釈明をお願いします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 発言の趣旨がはっきりわからないんです。というのは、今、議事進行で議長に質問をなさっておられる。ただ、その前に既に八汐会報の発行責任者である10番議員より発言を求められてこれを許しているわけですから、決して議長としては誤った議会経営はしておらないというふうに思います。

それで、いかがですか、ちょっと議運長と協議させてください。

議長より申し上げます。ただいまの議事進行で平成24年度の決算について、速やかに審議に入れというふうなお話だというふうに議長は認識をいたしましたので、そのように取り計らってまいりたいというふうに思います。

質疑を続行します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村の最高議決機関、そしてまた村民の代表の機関、会議、議論するこの西郷村議会本議場で、同じ八汐会報の問題について代表である白岩征治議員

の考え方、答弁と、編集者である金田議員の答弁が違っています。これはちゃんと意思統一した見解を示してもらわないと、これは私もわからないし、聞いている方は誰もわからないと思う。それをきちんと八汐会として正式なまとめた、統一した見解をまず示していただきたいと思います。

それと、私がブログがどうのこうのという話がありましたけれども、そういうふうには私のブログについて一々この議場で議論するのであれば、それはそれとして議長が認めるのであれば結構でしょう、全部でやりましょう。例えば誰々議員がどこどこで何言ったとか、どこどこで何をしていたとか、それをやればいいんですよね。

それともう一つ、私が議会でグランディ那須のゴルフ場の除染の問題について、あれだけ明確に私が問題点を提起したにもかかわらず、それすらも理解できない議員、私からすれば考えられない。そして疑惑がある、もちろん疑惑があります。私は証明しますから。だから、私は疑惑があるから、今日グランディ那須の除染の問題に対する百条特別委員会の設置を私はもう用意してあります。出します。きちんと男でけじめつけます。

それをあなたは、何をじゃ責任をとるんですか、村民ですよ、村民、7名の議員連盟を出して、西郷村民は全員がこれを見た人は、八汐会の方が各行政区に1つずつ仮置き場をつくってくれるように頑張っているんだと思っているんですよ。それは正しいんですかということを知っているんです。これはどうなんですか、統一した見解を示してください。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいまのは15番佐藤富男君の議事進行の発言というふうに議長は受けとめて、このことについて対応を議会運営委員長と協議をしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

（午後1時54分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時55分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の質疑の最中でありませけれども、八汐会報についての統一見解を示さなければ質疑を続行できないというふうなことでございますので、これより20分間休憩した中で、取りまとめを議長からお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時56分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第73号の質疑の途中ではありますが、質疑の15番



佐藤富男君より八汐会報の編集者と発行責任者の間で答弁が食い違っていると、これを一本化してほしいというふうなことでございましたので、休憩のうちに統一見解を出していただけたものというふうに判断しまして、10番白岩征治君より答弁を求めたいと思います。

10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番、八汐会の会長をやっております白岩でございます。

先ほど、富男議員の質疑に対して、5番の議員と白岩の話が食い違っているんじゃないかというようなご質疑でございまして、それを一つに取りまとめてくれというようなことでございましたので、それについて答弁をさせていただきます。

八汐会「会報」に記載しました八汐会「会報」、各行政区に一日も早く仮置き場ができるように、そして早く除染が進むように取り組んでまいりますというような会報の記載でございます。これについて、ここで問題なのが、各行政区に一日も早く仮置き場をつくるというようなことが大きな問題になったのかなと、そんなふうに思いまして、これらについては今後しっかりと過ちを認めながら、次回の会報にしっかりと記載をし、おわびをしたいなど、そんなふうに思います。今後、これから八汐会の会報に当たっては、やはり慎重に審議しながら間違いのないような会報にしていきたいと思いますので、ご理解を賜ります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 議長より確認をしたいと思います。5番金田裕二君、ただいまの10番議員のご発言でご納得なさいましたでしょうか。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。言っていることは同じでございます。人それぞれ文章の見た段階で、みんな解釈の仕方というのはそれぞれ違うことがあります。ですから、村民であれ、同じ議員仲間であれ解釈の違いというのはあって当然かなと思っております。皆同じ解釈にできるようにこれからも努めてまいります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 議長からわざわざ5番議員に確認を申し上げたのは、本会議の貴重な時間をどのくらい消費しているのか、議会をスムーズに運ぶために議長も一生懸命努力をして、議会運営委員会等にも煩わせたりしながら何とか皆さんの意見を、意思を統一しながら議事を進めてまいりたいというふうに考えているわけでありまして、どうか議場の議員の皆さんにはスムーズな議会運営にご協力をいただきたいと議長よりここでお願いを申し上げておきます。

それでは、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げるとともに、また確認をいたしたいところでございます。ただいま、5番金田裕二議員の発言の中で人それぞれに違うんだということを言っておるわけ、これは統一見解になっていないんです。統一見解だとするならば誰に聞いても同じくなくちゃならないのが、人それぞれに解釈が違うなんていうことは、これは統一見解とは議会は受け取れないのでございますので、ここはいま一度議長からご確認を願えれば幸いですと思います。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より議事進行の発言がございましたが、とりあえず、八汐会の会報の発行責任者がおっしゃっておられるのについて、5番の発言も決してこれに対抗するような発言ではなかったと議長が判断しますので、このままそれは是として議事を進めていきたいと思っておりますので、ご了解ください。

それでは、質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） まったくもって八汐会という会がどういう会なんだか、本当に疑問を持たざるを得ません。代表者がこうやってきちんと答弁されているにもかかわらず、それをまたお茶を濁すように本当にその話をする、この考え方は私には理解できないね。

それで、ここで傍聴の方もちょっといろいろ疑問を持たれておるし、また理解できていないと思う。議会の議員もそうかもしれないんで、放射線対策課の藤田課長、この仮置き場の設置と仮置き場というのはどのように違って、仮置き場を設置するときに果たしてどのような手順を踏んで仮置き場ができるのか、そしてまた、西郷村に仮置き場が実際に46もつくることは可能なかどうか、もう一回、その辺について一般の傍聴者がわかるような形でご説明していただきたいと思っております。

- 議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

- 放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

仮置き場と仮置き場の違いということなのですが、まずは仮置き場については環境省が定めた除染ガイドライン、これに基づいて3年程度保管すると、中間貯蔵施設ができるまでということによって搬出する、それが仮置き場。これはきちっと遮水シートを敷いて、中の放射性除去土壌が放射性物質が漏れないようにきちっと管理をするということです。それから、仮置き場の定義でございますが、仮置き場ができるまでの間、行政区に一時的に保管するもの、これについても安全は確保されます。そういった違いがございます。

それから、46行政区に仮置き場が果たして全部可能なのかと、これについては今現在、村で除去土壌が大体40万から50万だろうと、それ以上に出るかもしれません。ただ、その計画の中で先ほど言った仮置き場が2か所、大きいものができますのでそこで保管できると見込んでおりますので、46行政区全てに仮置き場をつくるということは考えておりません。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） ということで、仮置き場の場合はもう本当3年、3年が5年になるかもわからないと私は思います。そういうことで、きちんとしてしっかりとしたそれなりの遮蔽シートとか、そういったものを設けて頑丈なものをつくるというマニュアルがある。仮置き場は本当に1週間とか10日とか、長くても1か月とか、仮置き場に持っていける間に置いておく本当の仮置き場なんですね。全くその性格が違う

んですよね。そのことをやはり間違えていたのかなと思いますし、そういう仮置き場というのはそんなに簡単にできるものじゃないということだけのご理解いただきたいと思います。

村長にあと再度またお伺いしますが、百条委員会で放射能対策特別委員長が最終的に委員長報告として7つの改善要求を出しました。しかし、この7つの改善要望に対しまして何一つこれらについて村長は実施していません。なお、ここで最後にこの7つのうちから1つだけ選んでお聞きしますが、6番目に指定管理委託費の返還金額の精査ということで、指定管理料金が村民の貴重な血税で賄っているという自覚に欠けるとともに、両者が結んでいる、村長と西郷観光の須藤社長ですね、両者が結んでいる基本協定の条項を軽んじ、ずさんな業務とともに虚偽の報告書を長年にわたって提出し、業務管理料を不正に受領していたことは社員などの証人尋問での証言で明らかになっており、須藤社長、佐藤村長の回答は極めて不誠実である。納税者である村民の理解は到底得ることができないだろう。当委員会は、これまでの管理料を精査し、貴重な村民の血税の返還を求めるものであるとありますが、村長はこの村民の貴重な血税の返還を求めるための精査をする意思があるかどうかをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 百条委員会ということで、先ほど罪がないみたいなことがあって、しかし、百条で提訴するんだという話がありました。（不規則発言あり）いや、ないという話をさっきした。そして、私は不起訴になった、いろいろ調べて、資料も山ほど全部検察庁に持っていきました、何か月も調べられたということがあって、結果不起訴であると。あたかも議員は何かわかっていたみたいな話をされて、ずっと今までの委員会、特別委員会をつくって、そして百条までいきましたね。最初は何だったんですか、社長がお金がどこかにいってしまったという話になって、それでは大変だと私も色めき立った、そういうことが問題なら大変だと思った。ずっと聞いてみますと、最終的には草刈りになりましたね、回数に。

その前何をという今の話です。あたかも血税を垂れ流しにしたという話のご指摘であります。私はこれまでずっと言ってきました。ちゃぼランド、あるいは西郷観光、どなたがつくったんでしょうか。これは西郷村と議会と、そして新甲子の発展のためにということがあってあそこをつくった、議会も賛成した、昭和の前の前の村長のとき。その次に、平成6年頃、ちゃぼランドをつくりましたね。これはさらに付加価値を高めるため、そして、村民の健康増進施設だということでもあります。ずっと時代は流れて、3・11、あそこが避難をされている方々のお風呂に入ったりという利便に供してきた。

それより前に、あの施設はやっぱり危機に瀕しましたね、10数億円の借金があってなかなか容易でなくなった。しかし、あのときにどう考えたか、このまま潰してしまうと、これは国から借りている土地の上に建っていますので、原形復旧のお金が必要です。多分億を超えるかもしれない。同時に、地域の方々はぜひ存続して、そして第三セクター、甲子、西郷村、白河地方の奥座敷であるあの場所を発展させていくべ

きだと、今までスキー場だの、あるいは青少年自然の家だのゴルフ場とかいろいろ投資してきたのではないかと、温泉もつくってということで来ました。しかし、一時期、やっぱり赤字になってしまってどうしようかといったとき、そういう声があったわけです。そして、同時に時代の流れによって、やっぱり村がつくってきたものについてはあまりお金をかけないでいきたい。

そして、なぜ村長が社長であったか、村がつくった第三セクターで借金をしてあの建物も西郷観光のやつは建てましたね。借金があってそれを返済しなければならない、誰が社長をやるか、出資した中ではかって、誰もできません、村長がやるしかないということでやってきたわけです。そのときに、双方代理という問題があって、お願いするほうと受けるほうが同じではまずいだろうと、いち早く借金をなくして、あるいは第三セクターであるこの社長を株主の中から選んでもらいたい、この要望はありましたね。そのとおりきました。大きな借金も、整理回収機構その他のご支援によって借金がなくなったわけです、10数億円。今は無借金になりました。それで、借金がないので、やっぱり今度は民間導入という、活力を導入するために社長が村長から須藤社長にかわったわけであります。

そのときに、やっぱり村から出すお金は行政改革、お金を少なくしていきましようという話をされましたね。さっき議員は7,000万円という話もありましたが、今年は幾らだっけ、平成24年度決算で。だんだんお金は少なくしてきたわけであります。それを少なくするというのはどういうふうにするか、やっぱり運営する西郷観光もリストラをしなければならないということもあって、（不規則発言あり）それで中でやっぱり経費を少なくしてきたということもあります。

どういうふうに精査をするか、今回委託していたものが草刈りの回数とそれから肥料、それから除草剤でしたか、これを買っていないというお話でした。もちろん、この前、須藤社長が申されましたね（不規則発言あり）それで、その設計と合わないという話をした。子どもたちが来るので、除草剤とかよりも草刈りの回数で芝刈りをしましょうということ。それは、芝がきれいに管理できればいいということでそれは認めたというわけであります。

そもそも指定管理というのは、設計して委託ということよりも、やっぱり公共施設をいかに運営していくかという新しい法律です。公の施設244条の管理がありますが、やはり行政みずからやるということと同時に、これは民間の活力を入れて、そしてつくった趣旨、健康増進とそれからお金のかけ方を少なくしていく、両方のことを目指しているわけであります。そして、その結果とすれば芝は当然、ねころんぼ広場の維持管理の部分であります。それから、ちゃぼランドとかの管理があります。やっぱり、受けたほうは一つの民間活力として従業員の雇用の確保、あるいは給与の改善、いろいろなことをやっていかなければなりません。（不規則発言あり）同時に、これは村から頼んだ健康増進施設としてこれを管理運営をして、そしてその実を上げていくという目的を達成すればよい。

同時に、今までここでちゃぼランドをやめたほうがいいという話があった。そして、

議員からアンケートをとったほうがいい、61%は賛成して今のところ継続してくれという話であります。私はこれで自信を得ました。本当は3・11のときに大きな亀裂が入ったり、数億円の改修費がかかるのであれば、これは本当に止めるべきか、継続できなかつた場合どうしようかとあのときは考えた。しかし、補修費がそれほどかからなくて維持管理ができるということがあって、そして維持管理をしたいということでアンケートをとったら61%がやったほうがいいという話ですよ。やったほうがいいというものを、やっぱりその管理を改善しながらやっていくのは当然であります。それがあたかも疑惑があるといったことがあって、そして百条までいきました。百条までいって、ずっとそれがいって、今度不起訴になったからそれが関係ないと言っている。どこが関係ない。今までやってきた調査は（不規則発言あり）それはちゃんと見て、そういう結果を出してきて、それは返さなくてもいいと私は言ったんです。

以上であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 再度お伺いします。

これまでの管理料を精査して、貴重な村民の血税の返還を求めるのか、求めないのかをお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この指定管理という中において、やっぱり受けた側の裁量権、それからそれを認める幅の広さ、新しい法律の中でそういうことを認めている。私は、刈り方が5回といったことを10何回ということになりましたが、それも一つの芝管理の対応だろうというふうに思っております。それは、そういう経過の中で認めたということですので、私はそれはそれでいいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これまでの管理料を精査し、貴重な村民の血税の返還を求めるのか求めないのか、お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今申し上げたとおりで、それを認めて返還しなくてもいいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） よくわかりました。要するに、嘘の虚偽の報告書を出して、買ってもない除草剤や施肥、これをさも買ったように役場に報告をして、そして芝を刈っても集めて集積して運搬することもやらなきゃならないものもやらないで、そして多額な金をせしめた西郷観光株式会社に対して村長は一切これを返還を求めないということは、これから写真の使い回しもあります。ということは、村の仕事、これから建設業もあるでしょう、写真の使い回しやり放題、結構です、西郷村は、これを認めたことになる。そして、結果的に西郷村のそういった報告書も嘘でもいいんだと。ただ、道路工事、建設会社が舗装工事を請け負った、路盤工10センチ、下10センチ、砂利何センチ、そして舗装何センチ、そしてやった。でも、実際には薄っぺらな

舗装をやっておいて、きれいに舗装になっていればいいんだという考え方で結構だということも村長が認めたのかと私は思います。私は、そういうものはきちんと設計の通り、また業務委託の契約の中にとっとり、そのとおりにやって、そのとおりの報告書を出して、それを精査して私は支出、これをしようと思う。

会計室長、お聞きします。そのように虚偽の報告書をもって、そして請求した金額、これを村が支払ったものは法律違反にならないのでしょうか。

○村長（佐藤正博君） 今の発言は、あたかも何か嘘を認めるという話ですね、嘘なんか私は認めていませんよ。虚偽の報告は、使い回しはそれは必要なものは要らないから調整すればいい話で、そんなことを認めている、どこが認めていると言っていましたか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 社員が、除草剤を買っていません、施肥も買っていませんと言っているんですよ。買ってないけれども請求しました、もらいましたと言っているんですよ、元社員がですよ、担当者が。これは明らかに嘘でしょう。これが嘘じゃなくて何が嘘なんです。だったら、その人間をここに呼んできますか。呼んできて、その方がもし買っていませんでした、どうするんですか、村長は。村長やめますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 芝の管理というのは、芝を良好な状態で保ちましよう、もちろんそのためにはいろいろなことを考えられますね、土壌改善から種まきから、そのときにどのくらいお金がかかるんだと、お金のかけようです。お金をかけるときに設計します。なるべく払うほうは少ないように、本当はそのやつを回数で代替する、それも一つの方法と認めます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、答弁を求めているというふうに質問者が言っていますので。

それで、会計管理者兼会計室長。

○会計管理者兼会計室長（金田勝義君） 佐藤議員にお答えいたします。

ただいまの会計室の私の職務として、法令に違反しているような支出があった場合にどうなのかというご質問でございますが、私ども出納機関でございますから、伝票が会計室に来た時点で、当該支出負担行為等が法令または予算に違反していないかどうか、債務が確定しているかどうか等を確認しておりますので、そのようなことはないと考えております。私の判断では、なかったとっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 会計室長、今の答弁何なんだ一体、西郷村に法律もないのか、条例もないのか、規則もないのか。西郷観光株式会社の担当者が、もう何年も除草剤も買っていません、施肥も買っていませんと言っているんですよ。そして、除草剤をまいたふりしてくれと、写真撮るからと。撮って、それを写真に出しているんですよ、それを認めているんですよ。何であなたはなかったとわかるんですか。なかったとわかった、その根拠を示してください。

○議長（鈴木宏始君） 会計管理者兼会計室長。

○会計管理者兼会計室長（金田勝義君） お答えをいたします。

先ほど私になかったという答弁をいたしましたのは、支出負担行為が確認のため会計室に上がってくる段階では、指定管理の契約書、それから……

○15番（佐藤富男君） 私が聞いているのは、そういう虚偽の報告をした場合に、会計室長はそれを合法的として金を出すんですかということですよ、それがわかったときに。あった場合に出せるんですかと聞いているんです、私は。

○会計管理者兼会計室長（金田勝義君） 明らかに法律に違反しているといったことがわかった場合には、できないと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） あまりにも村長3期12年やって、みんながみんなでそういう独裁でいいも悪いも、公私混同も甚だしいし、くそもみそも一緒のような行政になっちゃったんですよ。村民なんかどこにもいないですよ、これ。誰がための行政なんですか、村長のほうに目が向いているんですか、会計室長、村民に目を向けてくださいよ。これ以上やっても、あなた方の行政執行機関に対しても本当に腹が立って、もう空しくなるからやりませんけれども、最後に、議長もしくは事務局長にお伺いします。村長が不起訴になったときに、検察庁から来たときに、不起訴の理由、どのような理由で不起訴になったのかお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ただいまのご質疑は議長に対しての議事進行（不規則発言あり）私のほうからは事務的なことに関しておりますので、議会事務局長よりお答えいたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後2時44分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時45分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま、議長にお尋ねでございますが、検察としては現地に足を運んで調査をした結果、芝はあったというふうなご判断で、直ちに嘘だというには無理があるというご判断のようです。それから、社長はわからないと証言して、自分の記憶では「ない」というふうに検察に社長はおっしゃったと、このように伺っております。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そのようなことでございます。そして、何も除草剤とか施肥とか、草刈りをやったやらないの話でなくて、それだけなんです。それが全部、罪がないということじゃないんです。この問題、村長が全然干渉しないということだから、私はもうこういう村長であれば、本当に村民に対する背信行為をやっていると思いますが、これ以上責めても話にならないので、質疑の時間もありますので進みます。

(不規則発言あり)

じゃ、一般会計の決算認定に入ります。平成24年度決算資料並びに主要施策の成果調書を見ますと、西郷村の財政状況はどうなんだということではありますが、監査委員からこういうお話が出ていますね。いわゆる、既に実施を決定及び実施済みの施策などについても、事業効果などを検証の上、規模の見直しや進捗調整を行うこと、また、最少の経費で最大の効果を目指した計画的かつ効率的な事務事業の執行を行うことということと、あと、投資的事業のうち単独事業にかかわるものは厳に抑制するものとし、その緊急性、必要性、効果、公平、妥当性などの観点から、優先事業の選別及び年次計画的な対応を講ずることと指摘されております。村単事業を控えろということなんですね。村単事業があまりにも多いために、平成24年度単年度収支4億1,589万8,000円の赤字です。西郷村の単年度収支は4億1,589万8,000円の赤字になってしまいました。

そして、そういう中で、村単事業といいます、特に村長は西郷一中に大分お力添えをしまして、西郷一中関係の平成21年から25年までの事業費として5億1,395万6,899円、これを使っております。このうち、じゃ補助金が幾らだったんだということ、わずか2,000万円なんです。補助率3.9%、通常、20や30の補助金をもらうんですが、これは全部村単事業になった。そして、あげくの果てに、数年前まで5億円ほどあった学校教育公共施設の基金なんかも今や160万円くらいしかなくなっちゃった、全部使い過ぎちゃった、これが現状ですね。

ちょっとお聞きしますけれども、学校教育基金などは3億円が何か原資として残しておくのが通常のような気もするんですが、学教課長、これが160万円くらいしか残っていないんですが、今後の学校施設整備関係に影響しないんでしょうか。(不規則発言あり)

○議長(鈴木宏始君) 今、とりあえず質問者は学校教育課長ということでございますので、学校教育課長の答弁をもらいたいと思います。

学校教育課長。

○学校教育課長(高橋廣志君) お答えいたします。

西一中環境整備のことでありますけれども、基金のことは総務課だと思いますので、そちらから答弁させていただきたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 議長より申し上げます。先日、6番仁平喜代治君より議事進行の発言がございまして、その折に議長よりお答えしておりますけれども、この議会は議長が主催して、村長以下執行部の皆さん方は説明のためにこの議場にいらっしゃるというお立場であります。そういうことで、質問者をご指名を申し上げたという方についてご答弁をいただきたいというふうなお願いを先日、6番仁平喜代治議員の議事進行発言について申し上げておりますけれども、本日もそのようなことでご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

企画財政課長。

○企画財政課長(須藤清一君) 先ほど、学校教育課長から総務課長のほうと言ったんで



すが、今年から財政のほう企画になったんで、先ほど言われた教育施設整備基金、今年、今年度で150万円ほどになったということで、今後その施設整備に影響はないかということになれば、当然国保からの基金はできないんで、一般会計とか単独、そちらのほうに影響してくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今日の朝一番の議案で職員の給与2,200万円が云々で、それが地方交付税がどうだこうだと言っていましたけれども、この次元じゃ、話じゃないんですね、西郷村は。例えば、西郷一中の体育館が6億1,200万円かかっているんですね。そのうちの補助金が1億1,000万円で補助率が18%ですか、これとあと環境整備交付金、これを合わせますと11億2,600万円かけているんです、これ21、22、23、24、四、五年で、11億円ですよ、西郷一中に。その11億2,600万円かけて、補助率がたったの11.83%、88.17%が実質財源です。基金取り崩したり、一般財源から入れているんです。

こんなのは、村長の人脈使って政治力使えば、国のやっぱり補助金なり、そういう制度資金なりさまざまなものを使えば十分これは賄って、1,000万円、2,000万円の話じゃないんですよ。これは、安易に村の金を使い過ぎている。例えばキョロロン村のトイレ、1億円という話を聞いています、実際幾らだかわからないけれども。あれだって、実際道の駅構想で国土交通省に請求して、国土交通省にやらせるべき事業なんですよ。なぜ、村が単独でやったんだ。こういうもろもろの行政を見ると、いかに知恵を出していないか、いかに村民の血税を最少の経費で最大の効果を上げる、このことに対して取り組んでいないかということがもう明白なんです、正直言って。

それで、平成24年度、入湯税がちなみに話がちょっと飛ぶんですけれども二千数百万円ですか、ちょっと詳しく説明してほしいんですけれども、入湯税を幾らもらって、そのうちのちゃぼランド、入湯税幾らだったんだか、ちょっと教えてください。合計では2,652万5,700円ですね。このうちの、ちゃぼランドからは入湯税は幾ら入っていますか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後2時57分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時58分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局先ほどの西郷一中もそうなんですけれども、ちゃぼランドの問題についても、平成24年度で温泉健康センターの指定管理料が2,200万円、家族旅行村が1,100万円、このほかに高齢者支援の温泉の無料券、これは

1,200万円くらいじゃないんですか。これで4,500万円くらいですね。プラス使用料、入館料は全部指定管理者が入ります。これが幾らありますか。平成24年度の入館料は幾らあったんですか。担当課長。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） お答えします。

平成24年度の温泉健康センターの料金は、2,199万9,550円であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） あれだけ立派な建物をつくっていて、そして入館の使用料が2,000万円しかない、一般の民間企業ならとくに倒産していますね。それをみんな村の税金で補っているんですよ。その2,000万円プラス指定管理料が2,200万円、そして4,300万円、プラス家族旅行村が1,700万円、5,000万円ですか。あと高齢者の支援のちゃぼランド無料券で一千何百万円で6,000万円以上、これが毎年毎年ちゃぼランドに投資している金なんですね。

そして、西郷一中の環境整備で体育館で10億円以上、11億円、12億円使っている。公共教育施設の基金も実際条例では3億円を保留しておかなきゃならないんでしようけれども、現在150万円になっちゃった、使い切っちゃった。これもやっぱり芸がなさ、村長のやっぱりそういう執行能力、補助金をいかに持つてくるか、白河市の市長のように本当にさまざまな補助制度、補助事業を見つけて、そして県、国と国会議員と調整しながら、こういった村の持ち出しをいかに抑えるかということをやっている。この能力がどうもやっぱり村の行政執行能力が足りないと、そのように思います。

今、税務課長が来たようですから、幾らになっていますか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

ただいまは個別の資料を持ち合わせていなくて、時間をとらせてしまい申しわけありませんでした。

それで、平成24年度の入湯税については2,652万5,700円が収入となっておりますが、このうちちゃぼランド西郷の収入としましては、699万5,900円、入場者数が6万959人となっております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今の六千数百万円プラスちゃぼランドの建物、あれも使用料、実際には西郷観光株式会社が食堂を運営したり、さまざまやっています。本来、あの使用料も村に入るべきなのが、それも全部西郷観光にとどめておくと。そうすると、やっぱり何だかんだで7,000万円近い金がいっちゃうと、にもかかわらず、今言ったように村の収入は入湯税の690万円だけだと、こういう行政運営。これは管内のきつねうち温泉にしろ泉崎の施設にしろ、みんな黒字でやっています、単独でやっています。村の支援なんか受けていません。西郷村が行政運営がいかにずさんであるか、そして効率が悪いか、いわゆる財政法で言う最少の経費で最大の効果を上げると

いう原点を忘れているか、そしてまた、先ほどの会計室長のあのようなどんでもない発言が出てくるということは、もう西郷村の行政は私は腐ってきていると思わざるを得ない。

村長を守るためじゃなくて、村民を守るために行政をやってください。そのことを希望して、質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） そのほか質疑ありますか。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第73号について質疑します。

先ほどまで傍聴者の皆さん、たくさんいたんですが、私がか細い声を出したために帰っちゃったような、ちょっと拍子抜けしますが、それはさておいて、今までの決算の質疑を聞いておまして、先ほど15番議員からいろいろただしておりました。その中で、温泉健康センター、にしごう家族旅行村について年間7,000万円相当の村の持ち出しがあるんだと。この問題については、私は以前からもう大分、佐藤村長が就任なさる前からこの問題については指摘あるいは質疑をしておりました。その中で、やはり村がこういう事業にかかわって、全国いろいろな自治体でこれやっておりました。ただいまもやっているところはいっぱいあると思いますが、その経営内容たるや、これはもう当然黒字とか、とんとんで運営されるとか、もうほど遠い状態なんですね。これは、公共がかかわる運営する事業というのは、ほぼすべて赤字体質であると。国民経済的に、お金が予算が潤沢な時代であつたらこれは多少許されるかもしれない。しかしながら、国の借金1,000兆円、それから地方の借金200兆円、そういった状況の中で、今日ではそういう放漫な経営というか、住民のいろいろな健康増進とか何だ、いろいろなそういう理屈でやっておるけれども、にもかかわらずそういう体質では当然許されない、こういう状況であります。

そこで、村長はいろいろ西郷観光について我々は百条委員会を組織して、その中でいろいろ問題点を指摘して、また、責任者、村長をはじめ西郷観光の社長、そこで実際仕事をどうやっているんだと、しかし、その中で元従業員がさまざまなそういう内部告発というか、実際はこういう仕事をして、帳簿上は例えば除草剤を買ったようになっているけれども、しかし実際は買ってないんだとか、そういうことで我々はこれは重大な問題だと、このまま議会として放置できないから、そういう説明のつく、我々が納得のいくそういう説明がどうも期待できない、そういうことで百条委員会をつくったわけでしょう。

そのことについて、先ほど来から検察でこれは不起訴だと。不起訴になったから、だからといって肝心な本質的な問題はどうかであったのかと。我々は、何も人をおとしめて、それが目的じゃないんですよ。あくまでも、西郷観光株式会社の経営の中身がどうなんだという、そういう視点でいろいろ究明してきたんです。そこを履き違えてはだめですよ、これは。何も村長が、社長がそんな1人のやめるとかやめないとか、そんな問題じゃないんです。その経営の中身たるやどうなんだと、それは1企業であつたら私たちは何らそんな問題言えるはずもないし、言う必要もない。

しかしながら、多額の税金を使って村がかかわっているから、そこでその経営内容がずさんであったら、それはただしていかなければならない、そういう視点で申し上げているんです。ですから、感情的に、お前らありもしないことを言って、いたずらに告訴した、いや、違うんだと。それは、百条委員会はそういう要するに疑義があったり不正があったら、それは告訴できると、そういう権利を有しているんです。それを、あたかもいたずらにとんでもないことで告訴したんだと、これは全くの筋違い。

例を挙げれば、この間、もう去年になりますね、民主党の小沢代表が政治献金、いろいろな面で告訴された。それで、最初は不起訴になったんですが、それに疑義を唱えた検察審査会が、これはもう一回やるべしと、そして再度起訴すると、起訴じゃないですね、そういう手続をとる。しかし、最終的に小沢代表は不起訴になった。これについて、じゃ、例えば小沢さん側でこのことに対して検察審査会のおのおのの皆さんに、お前ら何の根拠でそんなことをいたずらに俺をおとしめた、そういう文句で訴えるとかどうのこうの言っていますか。これは、検察審査会というのはそういう権限を与えられているから仕方がないんですよ、これは、結果の如何にかかわらず、これを間違いないでほしい。

我々も、その異議においては全く同じです。いまだに、聞くところによると西郷観光の社長あるいは村長は、いや、とんでもない話だ、訴えてやるんだと。だから、私はさっきやじ飛ばしている。どうぞ訴えてくださいと、何そんなに吠えているんだと、訴えてください。そういう本質的な異議を踏まえて言っているのか、単なるわからないで言っているのかわかりませんが、しかし、物事の本質はそこに私はあると思います。

それで、その中身たるや、先ほど佐藤議員がいろいろただしておりましたが、これは例えば草を刈っている、刈らない云々、私もお盆ちょっと過ぎかな、会津へ行った折にちゃぼランド、家族旅行村の国道の縁石に、ちょっと写真を持ってきました。いろいろふだんから目を配っておりますので気がついて、ちょうどカメラを持っていたんで撮ったんですが、実はこういう道路の側道の花壇の植え込みがあるんですね。こういうところが、草が伸び放題で何ら手入れされていない。ちょっと私も聞いたんです、あそこの地区の人に。そしたら、これは県が管理していると、村は例えばちゃぼランド西郷観光がやる仕事ではないと、そういうようなお話がございましたけれども、しかし、それにしてもこれは西郷村の観光地のイメージなんです。

キョロロン村、家族旅行村のそこだけの問題じゃない、これは観光地といえば、この甲子地区ですね。そうすると、その甲子全体のイメージがこういったことで非常にマイナスのイメージを与えていると。私は、これは自分の例えば家族旅行村が西郷観光株式会社がこういったことをなぜ放置しておくのかと。また、行政の商工観光課の皆さんがこういったことをなぜ放置しておくのかと。少なくとも、じゃ、その管轄である県のほうに、これはいつでもきれいにしてもらわなきゃ困ると、西郷村はこういうことでよそからお客さんを受け入れて非常にイメージダウンするから、こういったことを果たしてこういう事実を踏まえて知っているのかどうか、観光課長。

○議長（鈴木宏始君） 14番、ちょうど時間が休憩の時間になったんで、ここで休憩します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時35分まで休憩いたします。

（午後3時15分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時36分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま、議長不信任案が出されましたので、この取り扱いについて議会運営委員会を要請したいと思いますので、暫時休憩いたします。

（午後3時37分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時47分）

◎動議の提出

○議長（鈴木宏始君） ただいま、議案第73号の質疑の途中ではありますが、議長不信任案の動議が提出されまして、議会運営委員会におはかりをしたところ、直ちにこれは進めるべきだとのご答申をいただきました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それで、この処理を進めるには、議会の事務局の事務等もございますので、これより午後4時まで休憩いたします。

（午後3時47分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時00分）

◎動議の上程

○議長（鈴木宏始君） ただいま、7番秋山和男君から議長不信任案の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

議長不信任案の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。この採決は、挙手により行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

したがって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

◎議長不信任案の提出について

○議長（鈴木宏始君） 議長不信任案の動議を議題にします。

地方自治法第117条の規定により当職は除斥となりますので、議長席を副議長と交代します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後4時01分）

◎再開の宣告

○副議長（大石雪雄君） 再開いたします。

（午後4時02分）

○副議長（大石雪雄君） 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

地方自治法第117条の規定により、議長、鈴木宏始君は退場となりました。

動議文書を配付します。

◎休憩の宣告

○副議長（大石雪雄君） 暫時休憩します。

（午後4時02分）

◎再開の宣告

○副議長（大石雪雄君） 再開いたします。

（午後4時03分）

○副議長（大石雪雄君） 文書の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（大石雪雄君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、動議の内容を説明を求めます。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。議長不信任案の提出について、提案理由を申し上げます。

西郷村の議会は18名で構成、運営されている。しかし、今は17名で構成、運営されているんですが、議長である鈴木宏始氏の議会運営については著しく公平を欠くほか、議会の決定を無視して公式の場で西郷村での総意であるかのごとく意思を表明するなど、不信任に当たる言動が目立っております。こうしたことから、下記の理由により議長不信任案を提出いたします。

記。

1、一般質問で通告の範囲を逸脱しても制止をしない、注意をしない、また、質疑上でも関連外の質疑等において議事進行が不適切であり、不信任に値すると思います。

2番といたしまして、村税等の滞納租税徴収の一部を広域圏で実施する計画について、広域圏の会議の席上、反対されたのに対し、当村議会全員協議会で理由の質問に対し回答を拒み、議会を代表する議長の反対は当村議会に対し背信行為であり、不信任に値すると思います。

以上の不信任案に議員各位のご賛同いただくことを切望し、提案理由の説明といたします。

- 副議長（大石雪雄君） 説明が終わりました。この動議に対する質疑を許します。  
12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。議長不信任案の提出についてということで質疑をしたいと思います。  
まず、私は議会運営委員長として鈴木宏始議長に対しての議長不信任案については非常にもう残念でならないです。そこで何点か伺いたいと思うんですけども、秋山議員そのものも議会運営のメンバーだというふうに理解をしていますけれども、間違いございませんか。
- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） 間違いございません。
- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。そうですね、間違いなく私とともに議会運営についてさまざまな協議をこの2年間一緒にさせてもらって、議会運営のためご尽力いただいたというふうに私は理解をしております。  
そこで、こういったことを秋山議員に聞くのも大変申しわけないと思いつつも、ただ内容が内容なものだけに確認をしていきたいなというふうに思います。理由の1つ目の中に、一般質問の通告で範囲を逸脱しても制止しない、注意しないというふうに書いてありますけれども、これはどういう理由でこのことが書かれたのか、まず伺いたいと思います。
- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） その点にいたしましては、初日、16番議員の発言等にございました行き過ぎた暴言、そういったことが当てはまると思います。
- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。16番議員の初日の発言というお話がございましたけれども、一般質問初日の発言だと思うんですけども、いかがですか。
- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） 間違いありません。
- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。16番議員の発言についても、やはりあのときは即座の議会運営委員会を開いて、議運の中でさまざまな角度から確認をして、議長に対して答申をしたというふうに私は理解をしております。いかがですか。
- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） そのとおりだと思います。
- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。そのとおりだというふうに思うのであれば、議長に対して議会運営委員会で答申をしました。その答申に基づいて議長は議会を運営されたわけです。ですから、問題ないというふうに私は理解をします。それで、そのときに私、村から私ら18名、全議員が村から議員必携というのを貸与されていますという

話をしましたよね。これを開いて、発言のページを見てくださいという話をしました。議会というのは、会議原則で基本的なものとして発言自由の原則がございますよという話をしました。そのことを確認しましたよね。そして、一般質問においても、私そのときに申し上げたのは、通告書はあくまでも執行者に対してきちんとした答弁を求めるのであれば通告書をきちんと書くべきだというお話をしました。

それと、もっとこの議員必携を読んでいただければおわかりいただけると思うんですけども、一般質問の中の、一般質問というところで項目がございます。質問の通告という流れで151ページのほうに入っていくわけですけども、前から4行目あたりから、「一方、議事運営に当たる議長としては、質問の要旨を理解して、質問と答弁がよくかみ合うように議事を進めていく、このために通告制が採用されていると理解すべきである。」議員必携にはこのように書いてある。そういった意味での通告制もありますよということ。ですから、議長におかれましては、通告外に話が及んでも、それは質問に関連するということで言論をきちんと保障している、要するにここは言論の府ですから。そのことを保障するために、議長はそれを容認といいますか、認めてきた部分があるんじゃないかなというふうに思います。

それと、繰り返しになりますけれども、16番の発言、その以外の発言においても議運を開いて議運の中でさまざま確認をしまいいりました。その中で、議会運営委員会として議長に答申した内容では、一般質問の進め方に対して、議長に間違っていますよという答申をしたことはございません、そう私は理解しております。いろいろな意見が出されました。しかしながら、最終確認の段階で、議長の運営の仕方に対して間違いですよという答申をした記憶は、私は議会運営委員長としてありません。そのことはいかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今のお話は議運長のお話であって、自分は議員としては一般質問での通告の範囲を逸脱して制止はしない、注意はしない、また、質疑上でも関連以外の質疑等についてきちっとやらないということで、提案理由のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私もそう思います。村民の代表として、年に4回の一般質問、まさに質問して、それに伴ったきちんとした答弁をいただきたい。ですから、通告書をきちんと書くべきだというふうに私は理解しております。しかしながら、議会運営委員会の中ではそのことはさんざん確認をしたわけです。秋山議員も議運のメンバーとしてやってもらっているわけです。そういった中で、じゃ、なぜそのことをもっと強く言われなかったんですか。私は、議会運営委員会を進めるに当たって、議会制民主主義を十分に注視してやっている。ましてや、鈴木宏始議長においても、まさに議会制民主主義に基づいて議会を運営してもらっているというふうに理解しております。それに関して、いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。



○7番（秋山和男君） 議運長は議運長で一生懸命やっていることは、私も思っております。しかし、これは私たち議員も一生懸命やっているんです。そういった意味で、何回も言うようですが、議長不信任案の提出理由は1番が該当すると思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 一生懸命やっていただいていると、お褒めの言葉ありがとうございます。しかしながら、私は会議規則、この議員必携、地方自治法、その法や会議規則に基づいて粛々と運営をしている。議員としても、法に基づいてやっている。そういった中で、私が申し上げているのは、議長におかれては一般質問の進め方において、法やこの議員必携もそうです、会議規則もそうです、そのことに対して逸脱していることが見受けられないんですけれども、いかがですかと伺っている。いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 議運長は見受けられないと思っているのは、私は結構だと思えます。しかし、1議員としては当然認められているからこういった動議を出して、提案理由を説明しているわけですので、その辺はご理解のほどをよろしく願いいたします。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。1議員として、その前に議会運営委員会の委員として、そして、さらに総務常任委員会の委員長として議運に参加してもらっているわけですよ。その立場において、なぜ、じゃそのことをきちんと発言していただけなかったんですか。私はそのことに非常に頭にきています。私は先ほど言いましたように、議会制民主主義に基づいて議運も運営しているつもりです。秋山議員、議会制民主主義ってご存じですか、伺います。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） よく存じておりません。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の解釈が間違っているのであれば訂正していただきたい。私の思う議会制民主主義というのは、少数意見であっても、その意見を大切にしながら多数の意見に従って物事を進めていく、それが私のやり方です。ですから、議運の中でこういった話をしていただければ、私はその意見を大事にしながら議運の中で進めていく、そういう腹づもりでいました。ですから、非常に今頭にきているというのはそこなんです。

同じことの繰り返しになってしまいますので、質疑上の関連外の質疑等について議事進行が不適切であり、不信任に値するというふうに書かれていますけれども、実際に、じゃどういったことがあったのかお示してください。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） そういったことに関しては多々あると思いますが、例えば結局は

質疑と答弁者の意見が合わないといったことが、じゃ、それはどこなんだと言われても、ちょっと今頭には浮かばないんですが、そういったことが多々ございました。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そういうことが多々あったということでございますけれども、また、しつこいようですけれども、この議員必携、これは私らが議員をやっていく上で、いわゆるバイブルですよ、これを基本に私らはやっている。この議員必携の中の137ページ、この中に質疑とはと前ページからの流れで書いてあります。その中で、137ページの「自己の意見を述べることができない、この場合の意見とは討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解を述べないと質疑の意味がなさないようなものについてまで禁止しているものではない」というふうに書かれているんです。ですから、逸脱しているというふうな話をされていますけれども、それは質疑者が質疑をする段階で必要な、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないから、そのことを発言をされている。議長におかれましては、そのことを判断をされて議会運営に当たられているというふうに私は理解しますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 議長、これね、私は議長を不信任案を出しているわけじゃないんです。私が出しているのは、議長の不信任案なんです。だから、その辺をよく吟味して質問してくれればありがたいと思います。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。十分、私は理解をしております。議会運営委員長の役割として、議長を支えるということがございます。いわゆる、一般家庭におければ夫婦みたいなものです。片方がお父さんで片方がお母さんみたいな、お互いに支え合っていくというのが基本だと思います。議長が、議長は一人でも十分運営をされる方だと思います、できる方だというふうに理解をしております。そういった中で、それでもやはり迷うことがあるだろうし、多数の意見を聞きながら議会に反映させるための議長だと思っております。そういった意味での議会運営委員会の委員長として私は今質疑をしているわけです。ですから、先ほど私が言いましたように、質疑について、今申し上げましたよね、議員必携の話をね、そのことについて、じゃお答えください。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） そのことについて、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。もう一度、じゃ読み上げます。質疑とはということで、136ページから137ページに記載が書いてあります。その2行目の後半部分から、自己の意見を述べることはできないとなっています。その後、「この場合の意見とは討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではない」ということ

が書かれているんですけど私は先ほど言いました。その質疑の中で、自己の見解に触れていかないと質疑の意味がなさない、これでは質疑にならないので、いわゆる言論の府としてこの議会が役に立たなくなってしまうので、そのことを鈴木宏始議長はきちんと認められて発言を許しているというふうに私は理解しますけれども、いかがですかと伺っている。いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） これは先ほど来答えているんですが、やっぱり通告の範囲を逸脱しても制止はしない、注意をしない、また質疑上でも関連外の質疑等について議事進行が不適切であると思っておりますので、その辺をご了解いただきたいと思えます。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。答弁になっていませんね、正直ね。私が聞いているのは議員必携とか会議規則、地方自治法に基づいて間違いがないんですか、あるんですかと聞いている。私は、この議員必携を見ていて、会議規則を見て、間違いはないというふうに判断をしております。

そして、さらに申し上げれば、議会運営委員会の中でもこのことについてはこの議員必携なり会議規則を照らし合わせ、そしてさらには町村会のほうまで問い合わせをかけて議会運営に当たっての、議長から諮問を受けた場合に答申をしているんですよ。それを間違っているというふうに言われるんですかということを行っているんです。いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 議員必携に書いてあることは、全部正しいです。しかし、そこから逸脱をしているから、議長不信任の案を出したんです。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。逸脱していないんですよと私は申し上げていますよね。そのことは、議会運営委員会の中でも確認していますよね、何回もね。私、正直言って、議会運営委員会の専用のノートがあります、こういうノート、これが記憶が間違っていなければ1冊、今日持ってきているやつで3冊目に入ってきている。そのくらい、議運というのはずっと開いてきているんです。そういった中で、議長に対して議長の運営の仕方は間違っていますよという答申をしたことは一回もないんです。ですから、私はこの西郷議会において、鈴木宏始議長の議会の運営に関して間違っていないというふうに判断をします。それでも間違っているというふうにお考えなんですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 先ほど、例を出してお話しいたしました。そんな中で、お前関係ないから引っ込んでいろと村長に言いました。これは正しいですか、議運長、お伺いいたします。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そういう発言が本当にあったんですか、伺います。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

- 7番（秋山和男君） あったと思います。
- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） あったと思います。思いますで発言はやめてください。きちんと確認のできないものは発言しないでいただきたい、伺います。
- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。
- 7番（秋山和男君） ございました。
- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 議長がそのような発言があったというふうに今、秋山議員が言われましたので、議会運営委員長としてその部分をきちんと確認をしたいと思います。議長においては、取り計らいをよろしくお願いします。

◎休憩の宣告

- 副議長（大石雪雄君） 直ちに暫時休憩いたします。

（午後4時24分）

◎再開の宣告

- 副議長（大石雪雄君） 再開いたします。

（午後4時26分）

- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君から、ただいまの答弁に訂正したい旨のお話がありましたので、訂正を許します。

7番秋山和男君。

- 7番（秋山和男君） 先ほど、議長がと申し上げましたが、16番議員でございました。そこを訂正したいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

- 12番（上田秀人君） 12番。16番議員が発言をされたと、お前黙っているということで確認をしますね。議長はそういうふうに発言されていないと。それに対して、7番議員は議長は制止をしなかったということですね。あれは制止するタイミングがなかったと思います。もう言葉を発してしまった。それで、私は先ほど申し上げました。議長と議運長というのはもう一心同体ですよ。ですから、その後私から16番議員のほうに対して、発言に対して十分注意をしていただきたいという話をいたしました。そして、さらに申し上げれば、9番議員に対しても、その後の一般質問の中でやはりふさわしくない言葉があったものですが、十分に注意していただきたいということを言いました。そのように私は考えております。

続いて、2つ目の項に移っていきたいと思うんですけども、広域圏の会議の席上、反対をされたのに対し、当村議会全員協議会で理由の質問に対し回答を拒み、とありますけれども、全員協議会というのはこういう場でしょうか、いかがですか。

- 副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

- 7番（秋山和男君） 私はこういった場だと思っております。

- 副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

- 12番（上田秀人君） 大変本当に申しわけないと思います。全員協議会についてもこ

の議員必携の中には書いてございます。この議員必携の中を見ますと、議会相互の意見を調整する場、執行機関と議会側の意見の調整を図る場合、その後の本会議の運営が円滑に進められる長所があると書いてございます。本会議の機能を代替するものではないと書いてあるんですけども、議員相互です。この場において議長の考えが述べられてしまうと、議長はあくまでも私は中立でいなければならないというふうに思っているんです。例えば、私みたいに日本共産党という政党を背負っている。こういう者が議長の席に座ったときには、日本共産党という看板をおろします。あくまでも我々18名だったら18名、今17名ですけども、その17名に対して公平に運営するためにやらなければならないと思います。そういった中で、議長はみずからの考えを示さなかったというふうに私は理解をします。そして、示す場所ではなかったというふうに、全員協議会はそのような場ではないというふうに私は理解をしております。いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） この件に関しましては、広域圏の会議の席上は反対されたということです。その理由をお聞きしたいために全員協議会の中で質問したと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ですから、全員協議会ではなく、違う場できちんと確認をしていただければというふうに思います。それと、広域圏において反対をされてきたと言われてはいますが、私たちは議長とあとは15番佐藤富男議員、全てを一任をして広域圏の議員になってもらっているんですよ、違いますか。そういった中で、これがもし問題だというのであれば、広域圏の運営の仕方に問題があるんじゃないんですか。こういう議案がありますと提出をして、じゃ、それを一度議会に持って帰っていただいて、議会で判断をしてもらったものをじゃ持ってきてくださいというのが本当じゃないんですか、そういうのであれば。

しかしながら、広域圏のやり方がそういうふうになっている。そこで表決を求められた場合に、賛成か反対か表決をしなければならないわけですよね。それに対して議長も悩んだと思われませんか、いろいろな考えがある。そういった中で一つの判断を下された。そのことに対して、これは不信任だと言われたら、議長も広域圏の議員もやっていたら思われるのに、これ以上の負担をかけるわけにいかないなと思われませんか。そうなってきたときに、この議会そのものが崩壊してしまうと思うんですけども、いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） その点につきましては、多少話はずれるんですが、去年総務常任委員会で所管事務調査に行っていました。内容等につきましては、滞納整理の共同処理についてでございます。それ以上は、後でもう一回受ければ説明したいんですが、こういった所管事務調査の報告を私は議長に上げているんです。このことをちゃんと踏まえてくれれば、反対する理由は私はないと思ったので、こっちのほうでやり

ました。

以上です。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は議員にさせていただいてもう14年になるのかな、そういつた中で、記憶が間違っていなければ12年前だったと思います。私もやはり総務常任委員会としてこの滞納の問題について所管事務調査ということで、神奈川県小田原市に行きました。その小田原市で何をやっているかといったら、滞納された方の名前を公表しちゃうぞ、そういうことを研修に行きました。その後、山口県に移動しまして、山口県のやっぱり広域圏でやっているやつで、この内容と同じことを研修をさせていただきました。そのときに、当時の総務委員長の鈴木廣吉さんが多分議長に対して報告を出されたと思うんですけども、私の記憶が間違っていなければ、時期尚早だというふうな答申をしています。

そして、今、秋山議員が言われましたけれども、17名の中、総務常任委員会というのは何人ですか、5人じゃなかったですか。その5人が意思表示をしたから、じゃ、それが議会の意思表示だというふうに捉えるのは私は間違っていると思う。きちんとこの場で議案として上がってきたときに審議をして、その結果をもってやるのであれば私は理解をできる。しかしながら、先ほど言いましたように、広域圏のシステムそのものがやはりちょっとずれがあるんじゃないかというのはあります。そういった中で、秋山議員が今答弁されたのは、まさに答弁にならないと思います。いかがですか。

○副議長（大石雪雄君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） ただいまの質問でございますが、答弁にならないということでございました。しかし、自分たちは所管事務調査、これは多大なるお金を使って所管事務調査をやってきました。こういったやつを、結局委員長としては当然議長に預けました。これを少し読んでいただければ、このことに関しても、広域市町村の共同処理についても納得とかがいったんじゃないかと思っているんですが、そういった意味でこういった文面にしたことも多少あります。

○副議長（大石雪雄君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 総務常任委員会の皆さん方の所管事務調査というのは、本当に頭が下がる思いです。非常にこの難しい問題、大変な問題に対して調査をされたということに本当に頭を下げる思いです。ただ、それを答申したことによって、それが議長が従っていただけなかったから、それで不信任というのは私はあまりにもひど過ぎると思います。議長には議長なりの思いがある。私ら17名には17名それぞれの思いがあると思います。そういった、いわゆる自由闊達な意見、考えを制限させるようなことがあってはならない、そういう思いで議長は議長なりに判断をされたというふうに私は理解をしております。

恐らく、これ以上やっても平行線になりますので、ここで終わりたいと思います。

○副議長（大石雪雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(大石雪雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(大石雪雄君) 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより採決をします。  
この採決は挙手により行います。議長不信任案の動議に賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

○副議長(大石雪雄君) 挙手少数であります。  
したがって、この動議は否決されました。  
議長、鈴木宏始君の入場を認めます。

[鈴木宏始議長入場]

○副議長(大石雪雄君) 議長、鈴木宏始君に報告いたします。  
議長不信任の動議は否決されましたので、ご報告いたします。  
議長席を交代いたします。

[副議長・議長と交代]

◎休憩の宣告

○副議長(大石雪雄君) 暫時休憩いたします。

(午後4時38分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後4時39分)

◎会議時間延長の議決

○議長(鈴木宏始君) ただいま第73号議案についての質疑中でございまして、14番後藤功君の質疑の途中ではありますが、ここで会議時間のことなのですが、本日の会議は午後5時までということになっておりますが、ただいま議会運営委員長と協議の上、5時から3時間延長して午後8時までにしたというふうな考えでありますが、そのままおはかりしてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) それでは、おはかりいたします。  
本日の会議時間を午後8時まで延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。  
それでは、本日の会議時間は午後8時までと決定いたしました。

◎議案第73号に対する質疑(続行)

○議長(鈴木宏始君) それでは、質疑を続行いたします。  
14番後藤功君。

○14番(後藤 功君) 14番。先ほどの答弁をいただきます。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

私も8月に甲子の縁石ですか、かなり気になったものですから県のほうへお願いして、何回かお願いして、今はきれいになっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま、きれいになっていると、それはそれでそういうことでしたら結構でございますけれども、私はこういった観光地というのは全体的な全てがお客さんを呼び寄せる、また印象、そういう第一印象であって、一部が草ぼうぼうとか、そういう手入れが行き届かないということは全体に影響してくるから、これはやっぱり心してきちっとそういう政策上、きちっとやってもらいたいということでございます。

それで、ここにお示した、これは現在きれいになっていると、そして家族旅行村の敷地、この写真を見ると、私も実際眺めてきましたが、法面そのほかはきれいになっている。しかし、この指摘した県の管理の道路の植栽地であっても、それは関係ないんだということじゃなくて、やはり自分たちのそういう観光施設を連動しているんだと、そういう気持ちでやはりきれいにしていただきたいと、そのような配慮がないのか。やはり、それはこの観光施設の運営、経営するに当たっての気構えが私はどうもやる気、どうしても発展させるとか、いろいろなお客さんに対していい印象を与えたり、それからサービスその他もろもろの全体の全てのものに対して思い入れが感じられない、熱意が感じない、そういうことでありますので、今後とも商工観光課の担当課はそういうことで運営者に対して特に注意を払っていただきたい、このように思います。

この問題はいろいろ奥が深くていろいろなことがございますが、今日はこの辺で一応止めておきます。

それから、次に、一般質問で私は教育委員会に中学生の海外派遣事業に対していろいろ質問をしました。そこで、どうも納得がいかないというか、私は理解できないということで、そういうことであります。そして、今回この質疑の中で、教育委員会の委員長であられる菊池さんに出席を要請しておりました。それで、今日出席できないということなんですが、その理由をまず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋廣志君） お答えいたします。

昨日10時過ぎに議会事務局から電話がありまして、要請がありました。それで、文書としては3時過ぎにいただきまして、教育長と一緒に委員長のお宅にお邪魔しまして、こういうことで要請がありますがどうですかということをお伺いしたところ、今日文書で届いたかと思うんですけれども、母親の介助のため、緊急であったために今回は出席できないという回答を得ました。

以上です。



○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 母親の介助ということではありますが、一般質問の中でも私は教育委員会の行政機関の長であります教育委員長の参考人として出席願いますということでしたが、そのときは何か親戚の法事で出席できない旨伺っております。そして、今回また同じような理由でできないと。私は、昨日の午前中に申し入れをしました、出席要請しましたね。時間的には、十分私は余裕はあったと思います。それで、昨夜の多分、議会事務局長から9時頃かな、こういうことで出席できないんだと。そこでいろいろ言っても仕方がないですから、そうですかと言っておきましたが、しかしながら、これは教育委員会の行政機関の長、教育長は執行者ですね。私は、教育委員会の委員長さんに聞きたいんです。この方が、2回にわたって出席できない理由はどうあれ、私がこの場でいろいろ質疑したい、聞きたいことができないんです。教育長には前回も、これまでその都度伺ってまいりましたが、教育委員長の立場でどうなんだと、それが今回果たされない、またしてもですよ。この問題において、私は教育委員長の参考人出席を要請したと。この方がお見えになっていないところで、これは質疑できません。したがって、この問題について議長に議運を要請してください。お取り計らい、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） ただいまお聞きのように、14番後藤功君より説明のための教育委員会の教育委員長の出席の要請について、その取り扱いを議会運営委員会で協議しろというふうなお話でございます。議運長、よろしいですか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより暫時休議して議運を要請したいと思います。  
(午後4時50分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
(午後5時35分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま、議案第73号の質疑の途中ではありますが、14番後藤功君の質疑の途中で、説明のために出席を要請した教育委員長さんがこの場に来られないというふうなことについて、休議をしながら議会運営委員会を開催していただきました。若干、確認をしたりで手間取ってしまいまして時間が今になったんですが、ただ、ずっと議場に長時間いらっしゃる方も多いので、ここで若干の休憩をとって45分くらいから始めたいと思いますので、これより午後5時45分まで休憩いたします。  
(午後5時36分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
(午後5時45分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま、議案第73号の質疑の途中でございます。

14番後藤功君の質疑を続行します。

14番後藤功君。

- 14番（後藤 功君） 14番。先ほど、教育委員長さんに出席を要請しておりました。しかしながら、出席できないという回答でございます。私は、なぜ教育委員長に出席を要請したかと申し上げますと、教育委員会の委員長であれば、教育長は執行者だと、委員長に聞きたいことがあるわけですね。しかし、個人の理由により介護のため出席できないということでもありますので、そういうことでこれ以上、私の質疑に当事者がいないということで、これはできません。

つけ加えて言うならば、これは私に言わせれば議会軽視であると、非常に大問題だと。今後、こういったことが常態化したらどうなっちゃうんだと。その責任において、この議会の場で、いろいろな個人的な理由を挙げて出席できないということが常態化したら、これはもう議会軽視も甚だしい。これが教育委員会のみならず、いろいろな行政委員会がございますね。そういった方々が年に4回の定例会において、さまざまな理由を挙げて出席を要請してもできないということが常態化したら、これはもう全然議会にもなりませんし、何でなんだという村民の負託に応えた我々はもうどうしようもないと。

こういうことは、決して私は許すべきではないと思いますが、今回どうしてもそういう教育委員長の理由で、私がここで、じゃ出席するまで待つと言っても、これはもうどうしようもないですから、私はそういうことで教育委員長に対する質疑はここで保留というか、12月にまた再度したいと思います。そのときに当たって、またそういう同じ理由で出席をできないとなれば大変なことでありますので、議長においてこの点、私はもう事前に出席を要請しますから、相当以前から、その点、きちっとその旨を委員長あるいは委員長が出席できないのであれば職務代理者あるいは各委員がおりますので、その人たちにぜひそういう場合は事前に出席を要請していただきたいと、このように思います。

それで、議会軽視も甚だしいんですが、この私の質問ができませんので、ここで打ち切っておきます。そういうことでよろしくお願いします。

- 議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の質疑で、議長にも要請がございました。12月定例会以降、前もって要請があった場合には、ただいま後藤議員がおっしゃったような線で議長も努めますので、何分よろしく願いをいたします。

17番大石雪雄君。

- 17番（大石雪雄君） 17番。議案第73号について質疑いたします。

歳入歳出決算書の一番最後なんですが、247ページのブランドイメーজ回復基金なんですが、5,037万6,000円ということで決算書に載っております。

5,000万円からの基金ということで、平成24年度はどのような事業をなさったのか、お伺いしたいと思います。

- 議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（須藤清一君） ただいまのブランドイメージ回復支援交付金なんですが、

平成24年度については、県の予算が9月にこのブランド回復支援交付金が決まりまして、村のほうでは昨年の12月の補正予算で基金化したものですから、平成24年度の事業は実施しておりません。

このブランドイメージ回復については、24、25、26の3年間ということで、あと、それ以降2年間の延長も認めるということでございますので、その間に事業展開していくとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再度質疑したいと思います。

大変私はこのブランドイメージに関しては興味を持っております。というのは、ずっと若い頃に商工会の青年部長を仰せつかって、そしてダルマ会といって異業種でいろいろ掘り起こそうということで、県内の各団体からの長が集まっているいろいろ詮索した思い出があります。そんな中で、平成24年度は全然計画されたというか、実施されていなかったようなんですが、ちょっと趣旨に外れるんですが、今年度はどのくらいの予算でどのような行事をなされたのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの平成25年度の事業でございますが、イベントに関しては500万円の予算を当初に計上しております。それから、補助金、各種団体へのいろいろな商品開発あるいは地場産品等の開発等の補助金としても予算化しております。そのほか、村民公募でいろいろな風評被害対策に基づいた各種振興策、それらをどうしたらいいか、公募によって委員会を立ち上げて、いろいろなブランドイメージ回復に基づいた展開を検討していきたいと、そういった予算も含まれております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 今、課長のほうから平成24年度の決算の中で、平成25年度の事業についてお伺ひいたしました。それで、500万円ということは、これは商工祭に使われたのかと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 500万円の使い道でございますが、ブランドイメージ回復事業としまして、商工祭の30周年記念事業に今の段階では480万円、それから甲子地区のマラソン大会を実施しております。そのほうに20万円というような形で今のところ、まだ決算は出てきておりませんが、そのような形で交付予定でございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 480万円が商工祭のほうで使用されたと、それはもう消化された金額ですから云々はあります。ただ、今回の商工祭を振り返ってみると反省するところが大ではないかなと、そのように思っております。普通は、30周年記念となれば、まずは商工会でいろいろ今までここまで来た先人に感謝状の一つや表彰状をあげても、それこそイメージ回復かなという感じもしております。それもなし。

てこの予算で花火をやるんだと言ったが、そのような村民の方々には期待している中で花火もなかったと。大変、商工祭の終わりの時期には村民の方々が怒り散らしていた方もかなりいたという反省点はたくさんあると思うんです。

そういう中で、やはり行事をやるのに、村はただただ予算をあげるのではなくて、やはり中に入って行って、もちろん入ったとは思いますが、もうちょっと出す以上は助言をしたほうがいいのではないかなと思いますけれども、どのような助言をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 今回の30周年記念の商工祭にどのような助言をしたかという質疑でございますが、一応ブランドイメージ回復、この基金からの補助ということで、やはり目的を十分理解していただくということで、実行委員会の中にはオブザーバーとして、補助するほうの立場でございますので、オブザーバーとしてこのブランドイメージ回復の趣旨、目的等を理解していただくような説明などをしてまいりました。そのほか、そのようなことで参加者も農協、あるいは今回自然の家の参加ということもこの実行委員会に入れていただきまして、そのようなことで農業あるいは商工、観光、産業、全ての人に参加していただいて実施していくということで進めていった経緯がございますので、そのような形で村側としては趣旨の理解、そのようなことを説明してきたわけです。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 商工祭については、先ほども申し上げたとおり商工会の青年部長を31歳か32歳の頃にやっていました。当時は村が商工観光課が窓口で、かなり盛り上がった経緯があります。ですから、よかったなという、今でも考えると自分でも納得した商工祭だったような気がしてなりません。

なぜ、そんなに商工祭にこだわるかということ、皆さんご存じのように西郷村には祭りがありません。おみこしも出ません。花火大会もありません。何にもありません。盆踊りもありません。そういう中で、一大行事の村の行事というと商工祭だけなんです。文化協会で一生懸命やっている団体もあるでしょう、スポーツ団体でロードレースをはじめ、いろいろやっている団体もあるでしょう。ですが、商品を並べたり、商品を見てもらって皆さんに喜んでもらえる機会なんていうのはそれ以外に何もないという中で、やはり村民も期待は大のような気がするんですね。

ですから、今年度は終わってしまったと。ですから、来年度はもうちょっと今年度の反省を踏まえて、次年度にはもっと花火大会をやれなかったから時期をずらせば稲にも問題ないし、近辺の人にも理解してもらえますから、でっかく花火を上げたほうがいいんじゃないんですか、せつかく2万人の村なんだから。

というのは、私、先ほど言ったようにダルマ会でいわき市出身のそれこそ東大出た方と若かりし日にいろいろ話しました。村で1万4,000人くらいいるもんだから、私は一生懸命自慢しました、町がいいだろうかな、村がいいだろうかなと。いろいろアドバイスもらった経緯があります。ですから、そういう意味では2万人になった

村をもっとPRするためにも、そして村民が2万人になったという喜びを得るためにも、何か一つ当たり前の行事じゃなくて、当たり前の行事にプラス1、プラス2を加えた2万人の村をPRできるような、そんなブランドイメージをぜひとも考えていただきたい。

私の考えを無理押しする考えはありませんけれども、西郷村には高校ありません。ですが、高根沢町で私が行ったときに、ラーメンにトマトを入れているんですよ。ラーメンにサンド豆、何豆というんですか、緑色っぽいラーメンで、そういうのを誰が考えていると思ったら高校生が考えるんですね。ですから、西郷村にはブランドどころじゃない、それ以前に初歩的などころからやらなくてはならないんですから、もうちょっと5,000万円以上の基金があるならば、子どもたちを利用して、前にも言ったように西郷の歌を、村歌をつくってもらったり、じゃ、ブランドイメージの発案してくれとか、そういうふうなもうちょっと原点に戻って、そして私の案だけじゃなくて、ある程度の異業種の各団体の方々に集まってもらって、いろいろ発案しながら子どもを利用していくというのも一つかなと、一番金のかからない、そして無理な予算じゃない中でもやれるんじゃないかなと参考意見を申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいま議員おただしのおり、多くの村民の意見を聞きながら、このブランドイメージ、商品開発や販路拡大、これらも含めて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 1 番。議案第73号「平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について」質疑いたします。

西郷村監査委員が出しております意見書、平成24年度西郷村各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見についてというところの2行目から、地方自治法第241条第6項の規定により、そこをはしょって、その意見を次のように提出するとあります。この地方自治法第241条6項には、「前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。前項は、普通地方公共団体の長は毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に提出しなければならない」と、こうあります。

我が西郷村では今異常な状態で、監査委員が去年から1名でございます。今回もその1名の監査によって決算の監査が行われたと思います。そこでお聞きしますけれども、この第241条第6項、この合議によってというところがありますけれども、監査委員の鈴木さんにお伺いいたしますけれども、ここをどういう理解をしいんでしようかというのと、この監査が有効なのか無効なのか、その辺についてもお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

いいことを聞いていただいたと私は思っています。本来、やっぱりこういう監査というのは複数の人間でやるものだと思いますけれども、何せ単独というか、もう1年有余、なかなか議選の監査委員の方が決まらないというような状況で、非常に不自然な状態なものですから、今、村長にも再三せつついているような状況なんです。ですから、そういう状況なので、この241条の5項ですか（不規則発言あり）241条の6項、ですから、これはやむを得ないというような状況で、これはただ罰則がないんです。だけれども、やっぱり合議制をとるべきだというようなことで、罰則は特にはないんです。ですから、早くこの辺のところを改善していかないと、対外的にもはっきり言ってみともないような状況なものですから、くれぐれもひとつ。

以上ですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、監査委員の鈴木さんがおっしゃっているとおりで、我が西郷村は異常な事態で進行しております。1名の監査委員ですと、その透明性、公平性というのが担保されないと私も思っております。この異常事態になったというこの状況、去年からそういう状況になっておりますけれども、村長、どうしてこういう状況でおられるのか、答弁願えますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番鈴木議員の質疑にお答えします。

なぜこうなったのか、お聞きというか、当事者ですよね、私たちは。これまでずっとここで議論してきました。まことに残念なことでありまして、その改善策としては、そしてこの議会の皆様の推薦いただくようお願いしているところです。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今お願いしているということなんですけれども、村長もこれを異常だと思いにられるんですね。それで、どのような努力をなさったのか、もう一度答弁ください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この前の議会で今と同じ質問がありましたね、どうするんですかと、これは、では議会の皆様にもお願いしようということで議長にお願いするというのを申し上げている。その後、文書でお願いしたわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、文書でお願いしたとおっしゃっていましたが、いつの時点でその文書でお願いしたんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今年の7月4日付であります。もちろん、事前にいろいろお話を申し上げて、そして文書で申し上げたわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、7月4日と申しましたが、今年の7月4日ですか。この7月

4日で決算の、監査委員の方にお伺いいたしますけれども、この決算というのはどの時期にやられるのでしょうか。決算の認定というか、調べることはどの辺から始まるんですか。監査委員、鈴木さんにお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えいたします。

これは今年は7月5日から、たしか5日間くらいだったですかね、その時期にやっております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今の監査委員の方から7月5日から監査を始めるといふ、5日間くらいにわたって監査を始めるといふことなので、村長がお願いした7月4日に依頼しても、どう見ても間に合わないような気がするんですけれども、なぜこの7月4日まで延ばしておいたのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

なぜ延ばしたのか、6月でお願いするとこれまで申し上げましたね。それについて、口頭でいいのか、文書でいいのか、いろいろやりました、もちろんお願いするために、ただ、文書がいいだろうというふうになって7月4日になったわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 6月議会でそのような話でということ、今期のこの監査報告にはもう1人ではないかと、そういう認識でなさっていたということですよ。前年度も決算書は否決されました。その中には、そういう事態があつて公平性、透明性が担保されないというのも否決の1要因だったような気がしますけれども、去年は監査……（不規則発言あり）去年は2人だったと。失礼いたしました。質問変わります。そういうことで、ぜひとも監査を、監査委員の任命を早くやっていただきたいと思っております。

じゃ、次にいきます。もう一つ大切なことが残っております。次は不納欠損額の問題です。不納欠損額が、平成24年度は2,862万4,000円もありました。この原因についてお尋ねいたします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 1番鈴木議員のご質疑にお答えします。

平成24年度の不納欠損についてのおたただしですが、例年多額の不納欠損を計上しております。これについては、納期限から5年を経過したものをはじめ、それ以外にも3年間の執行停止を行ったものについて、収納が見込めないもの、そのほか滞納処分等をして納期の停止を行っておりますが、失礼しました、処分等を行いましてその停止を行っているんですが、それでもなかなか収納に結びつかないものについて不納欠損処理をしているところです。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） この不納欠損というのは、どういう条件のもとでというか、どう

いう条件だと不納欠損という扱いになるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） ただいま申し上げましたように、生活の困窮者等につきまして、生活保護程度の生活状況の方については、それで財産等もない場合については処分の停止を行っております。処分の停止ですね、滞納処分を法令に基づきますと納期限の20日以内に督促状を発送しまして、その後、滞納処分に入らなければならないんですが、法令上。その際に、収入状況等が低い場合、生活困窮者等についてはある程度一定期間猶予を行います。これが、通常停止後3年間の猶予を行うわけですが、その間に改善が見込めないとか、それ以上に生活が苦しいとか、あとは資産がないもの等については、3年後、それらの停止したものについて判断をしまして、不納欠損の処理か、また村のほうでは即停止とかなかなかできないものですから、2年3年滞納状況が続いている方について処分停止を行って、それが5年に到達したときに収納が不可能の状況のものに対して不納欠損を行ったり、あとは滞納処分、不動産等の差し押さえ等の処分を行っておりますが、それらについては5年という制限は関係なくなりますので、その後10年とか滞納状況に対してもその経過を見守るといえるか、収納に努力しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 以上申して、質疑を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案第73号に対する討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 討論を行います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。決算認定について、反対の討論を行います。

まず最初に、今、1番議員が質疑されましたけれども、合議制で出すべきこの決算認定を1人の監査委員で出すということは、ここでもうアウトなんですね。これを認めること自体が逆に、罰則はないけれども議会がおかしい。地方自治法では合議で出さないとされている、その段階でも地方自治法に違反になっちゃっている。こういう瑕疵のある決算認定は、やっぱり認めるわけにいかないです。地方自治法違反の決算認定は認めるわけにいかないということですね。

それと、もう1点は、赤字財政云々は今年は4億数千万円の赤字だと、単年度収支で。これは本当にもう少し行政も頑張っていかなきゃならないと思います。そういう中において、特に財政を圧迫している西郷一中の、村長のお孫さんも通学されているようですけれども、そういった補助金なしのそういう村単独事業で工事をやるということ自体も、本当にこれはもう行政執行としては最悪の行政執行。

そしてまた、一面、先ほど私も質疑しましたけれども西郷観光株式会社、まさにこれは村長が社長であり経営者実態であり、発注者も村長、同じ人間。同じ人間が発注



した同じ人間が受注して、そしてそこにいわゆる慣れ合いが生じて地方自治法違反、ある意味で、また業務委託契約違反、そしてやってきて、そしてそういった法令を無視して、また規則を無視しながら、やってもいないものを行ったということで申請して、そのお金を支払ってきたと、これを改善しない。議会の決議というのは村民の意思なんですね、地方自治法上。村民の意思を無視して、一切その言うことを聞かない。村長な傲慢な村政というのは、やっぱりこれは絶対認めるにいかないです。

それと、今回監査委員の方がすごくいいことを書いています。読み上げますが、この西郷観光株式会社の問題について本当に素晴らしいことを言っていますよ。「指定管理者制度は、公の施設での経費の削減、サービスの質の向上を達成することが目的である。とするならば、村は経費の節減をはじめ、利用者満足度、認知度、利用者数、提供サービスの質、量の向上、従業員の質の向上、清潔感などを指標として管理者が創意工夫を凝らして、所期の目的を達成しているかを常に注意を払わなければならない。

一方、当該施設は老朽化の課題を抱えている。施設の修繕、維持のために一般会計から資金を投入することが半ば宿命となっており、延々と財政を圧迫し続けることは否定できない」と言っている。

そしてまた、「経営の改善、村の負担軽減が今後も現管理者では不可能とするならば、制度趣旨に基づいて、村外からも広く一般公募において経営意欲や経営計画を公正に競争させ、評価し、決定すべきであると強く申し上げる」と、本当にいいことが書いてあります。そして、「村の責任において、管理者に対して経費の節減、サービスの質の向上という大前提を実現させなければならない。ちゃぼランド西郷についてもしかりである。また、その際には、申請書を偏りなく評価できる評価基準及びその後の監督基準が必須である。早急に基準づくりに着手されたい。」まさに素晴らしい意見書が監査委員から出ております。このことを全く村長が何度言われてもやっていない、実行しない。そして、あげくの果てがこういった、いわゆる議会の議決にあったものもやらない。

そしてまた、西郷村議会が、これは平成23年の原発事故があった、そのときからもう平成24年3月14日に西郷村原子力損害賠償対策審議会条例も議会で作った、村民の意思として。これも全く無視して、もうごみ箱に入っているような状況。そして、平成25年6月には西郷村放射能障害防止のための環境保全に関する条例、いわゆるホットスポットを村民、子どもたちが住んでいるところの、また通学路、ホットスポットについても除染しなさいよというものについても、本当に要綱規則を設けないうで実施しない。そして、また平成25年6月に西郷村こども診療所等誘致条例なども作った、議会が満場一致で決めた。これも全くもう封印をしてごみ箱に入っちゃっている。こういう西郷村政では、とてもじゃないけれども本当に村民の方は不幸であります。

そして、監査委員においても、今1番議員から、1期議員ね、わずか議員になってたった2年目の議員に、そういったまさに痛いところを突かれ、そういったことが今

の現村政の中にもうまかり通っているというか、堂々とそれを平気で押し通してきている傲慢な村政というのは私はもう信じられないし、そういったことの中でのこの予算執行、そしてまた監査委員からご指摘あったようなことについても含めて、こんなことも一切やらない、このような、いわゆる平成24年度予算の執行については当然認めるわけにいかない。まさに、私は1番議員の言ったように合議もしない、監査もいわゆる片手落ちで一方向的な方にやっていただいて、何もこれ、本当に精査して本当に正しい、本当に見落とししたところがないのかということ、たくさんあると思います。そういう意味でも含めて、私は今回の決算認定については反対の意思を表明します。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論いませんか。

2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 2番。議案第73号「平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、賛成討論をさせていただきます。

平成24年度当初予算が昨年3月の定例会で承認され、平成23年度に引き続き大震災からの復旧や放射能対策事業、そのほか各部門の事業が遂行されてまいりました。その決算の内容については、9月10日から12日までの3日間、ちなみに前年度は2日間でありましたが、各課の決算説明でより詳細に説明を受け、疑問な点は各議員から私も含めまして質問がなされました。したがって、それぞれの内容については各議員もほぼ理解をされたのではないかというふうに思います。一部、意見書の指摘等もありますが、法に基づいた財政健全化判断比率の数値から見ても、平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定については賛成すべきものと私は判断し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論がないようでございます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「平成24年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手少数であります。

よって、議案第73号は否決されました。

◎議案第74号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9、議案第74号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第74号「平成24年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10、議案第75号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。平成25年度一般会計補正予算について質疑をしたいと思います。

予算書の5ページ、第10款教育費の第6項で保健体育費の内容について確認をしたいと思います。この内容について、先ほどお話もちょっと出ましたけれども、決算説明の中で、野球場のグラウンド整備の部分も含まれているというふうに説明を受けましたけれども、それで間違いのないか確認をしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

補正予算の体育施設工事費のまず240万円のほうの内訳でよろしいでしょうか。こちらにつきましての内容でございますが、まず、村民野球場のバックスクリーン屋上、こちらの防水補修工事で110万円、それから村民野球場の外野の芝張りかえ工事費で130万円の内容でございます。それから、9月11日に決算の説明のときに申された張りかえの工事費でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。担当課長におかれましては、説明書のほうを使ってご説明いただいたんで非常にわかりやすい説明だったなというふうに思うんですけども、議会の議決権というのは「項」までしかないということで、第6項の保健体育費の中で私は質疑を進めていきます。

今説明がありましたように、グラウンドの整備ということで芝の張りかえも行うということで、あの決算説明の中でいろいろ話題に上りました。先ほど話に出ましたように商工祭においてグラウンドにトラックが入って芝生を傷めてしまったと、それによつての張り替えだというようなお話もございました。そして、そのときの説明の中で、担当課はレフト側のフェールライン、そこから中に、センター寄りのほうに車を入れるなという話をしたにもかかわらず業者が車を入れてしまったというような説明も聞いているんです。

そういった中で、ではその責任の所在というのは、じゃどこにあるのか。商工祭を実行される実行委員会のメンバーの方といわゆる体育施設を管理している生涯学習課、そして、そのイベントを請け負った業者の方々、その三者の中でどういう協議がされたのか、まずそこを、じゃお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

まず、協議のほうを先に申し上げますが、協議につきましては、8月10日に開催されるということで、7月29日に野球場の芝の管理を委託してあります業者にも同席をしていただきまして、商工会と生涯学習課で野球場内での作業方法について協議をいたしたところでございます。その中で、ただいま上田議員がおっしゃいました、芝の中には大型車は入らないように指導をしたところでございます。また、土のグラウンドに入るときにつきましても、フェールゾーンの芝の上を歩いて入るよという指導は担当課としては指導はいたしました。

それから、2点目の責任の所在なんですけど、私どももこちらのほうを指導いたしましたので、原因者といえますか、商工会のほうには、そういった道義的な責任というか、そういったものもあるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの説明で、7月29日に芝を管理している業者も同席のもとにいろいろな協議がされたということで今説明をいただきました。その中で、生涯学習課、担当課としてはきちんと言うことは言ったんだということを今言われましたよね。そうなってくると、じゃ、責任の所在はどこになるのかということ、実行委員会なのか、実行委員会からもしくは業者のほうにきちんと話が伝わってれば、いわゆる業者さんが勝手に車を入れたということになるかと思うんです。そういった生涯学習課できちんとやるべきことをやっっているながら、じゃ、なぜこういう負担が出てくるのかということなんですか。おかしいと思いませんか、課長。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、私どもとしましてはそのような指導をしたものですから、そのようにすればこのようなことがなかったというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 答弁になっていないと思います。その責任はどこにあるのかと私は聞いているんです。そのことをきちんと追及をして、責任の所在を明らかにして予算を計上すべきだったんじゃないんですか。例えば、村の言葉がきちんと伝わらなかった、じゃ責任配分として何%分を予算負担しますよとか、村はきちんと言うことを言った、だから責任の所在はゼロ%だ、であれば商工祭の実行委員会、イベント業者さん、その2者で負担すべきものじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、9月11日の決算説明を受けまして、再度商工会のほうに決算説明のときにそのようなご指摘もありましたので、その旨を商工会のほうにお伝えをい

たしまして、商工会とそれから私ども担当課の生涯学習課で再度協議をしたところですが、そのことに対しての正式な回答というものがまだ来ていないというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） じゃ、課長、ありがとうございました。

教育長のほうにも、じゃ伺いたいと思うんですけども、昨年度、この野球場に関して除染をしたと思うんですけども、月日までは結構です、月を教えていただきたい、何月に除染をしたのか、まずお答えいただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後6時42分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後6時42分）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

野球場の除染について、いつ除染を施工したのかということによろしいですか。平成24年4月でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 除染を行ったのは、平成24年4月に除染を行ったという答弁を今いただきました。それでは、その野球場をいつから使い始めたのか、おわかりであればお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

平成24年の10月でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。平成24年の10月から使い始めたということで今答弁をいただきました。先ほど、担当課長のほうからお答えをいただいた中に、7月29日、芝管理の業者も同席のもとに協議をしたんだという答弁がありましたよね。芝に関して、私はゴルフもやりませんので、まったくもって素人な考えなんですけれども、以前にゴルフ場に勤められている方でグリーンの管理する方、グラウンドキーパーというんですか、芝の本当にプロの方にお話を聞いたときに、こういうお話を聞いたことがあるんです。もし違うのであれば訂正していただきたいと思うんですけども、芝を張ったときには1年間使うなど、養生しなければなりませんよということを知ったことがあるんです。というのは、芝は上に伸ばすな、横に伸ばせとその方は言われていました。ですから、先ほど芝管理の話がありましたけれども、芝を刈り込んでいじめる。いじめた分は今度は水をかけて養生していく、どんどんその芝の根っこを強くしていく、そのために1年間時間をとる必要があるというふうに私は聞いて

いたんです。

しかしながら、今、教育長の答弁を聞いていると、平成24年4月に除染ということで芝を全部張りかえ、剥いだわけですね。同年の10月、6か月間の時間をあけて使い始めて、(不規則発言あり)そうですね、それもちよつと確認したいんですね。平成24年の4月に除染が全て終わったのか、それとも平成24年の4月に除染が始まって何月までかかったのか、そこもまずお答えください。

○議長(鈴木宏始君) 12番、休憩にしたいんですけども、いいですか。  
(「はい」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 答弁は休憩の後をお願いします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後7時5分まで休憩いたします。

(午後6時45分)

◎散会の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後7時05分)

◎会議時間延長の議決

○議長(鈴木宏始君) ただいま議案第75号に対する質疑の途中ではありますが、ここで再度時間の延長をはかりたいと思います。本日は、午後8時まで延長いたしておりますが、まだまだ日程を考えますと大変時間がかかりそうでございますので、8時から11時59分まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) それでは、本日の会議は午後11時59分まで延長いたします。

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決(続行)

○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君の質疑を続行いたします。

教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) お答えいたします。

野球場の芝の張り替えはいつ行われたのかということでございます。7月20日から8月10日にかけて、この期間で芝の張り替えを行ったところでございます。

○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 12番。7月20日から8月10日でよろしいんですか。先ほど私、平成24年の4月と言いましたので、それは間違いだったわけですね。

○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。

○教育長(加藤征男君) 先ほど申し上げたのは除染ということでございますので、今回は芝の張り替えということでございます。

○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 12番。除染を開始したのが平成24年の4月からということで、グラウンド内の芝の張り替えに関しては平成24年7月20日から8月10日までの間に行ったということでもありますね。じゃ、8月10日に完了されたということ

で理解をするわけですけれども、そこから、その間なのか、その後になるのか、芝の業者の方から、先ほど私言いましたよね、1年間くらい養生しないとだめですよと、きちんと管理をして根っこを伸ばして、それから使用するんですよというお話はございませんでしたか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、芝を張り替えて、その後、養生期間というのは長くとったほうが、それはいいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。長くとったほうがいいというふうに思っておりますという答弁なんですけれども、私が聞いたのは、知識としてそういう知識はございましたか。例えば、あとは建設課のほうからそういうお話とかというのはなかったんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 今ほど申し上げましたように、養生期間は長いほどがいいというふうに思っております。ただ、この芝の張り替えにつきましても除染とあわせて行えることになったものですから行いました。利用者、使用者も年間計画を持っておりまして、そこの板挟みというのもあります。待ちに待っていただきながら、この芝の養生も考え、それから利用のことも考えて、両にらみというんですか、言葉はちょっといい使い方かどうかわかりませんが、そういうことをしながら養生期間をとることを考えておりました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私、先ほど野球をやらないというお話をしましたけれども、私自身が野球をやらないものですから、そのスポーツ、野球を否定するものではないんです。まして今、プロの世界に西郷村の出身者が頑張ってくれていますよね。そういった中で、子どもたちにも大いに野球をやっていただいて、そして、その夢の実現のために頑張っていただきたいなというような思いでおります。しかしながら、スポーツにはいろいろなルールがあると私は理解をするんです。確かに、利用者の方、使用者との関係と今答弁されましたけれども、それを優先するがゆえに、こういう芝を傷めてしまったという結果はないんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

おっしゃられたようなこと、先ほど申し上げたとおりでありまして、芝の養生、それから使うこと、両にらみというふうに表現しましたが、そのことを実現するために、ぎりぎりの利用者との話とか事業の消化とか、そういうことについて行ってきた、そういう状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ぎりぎりのもとで使用許可を出したというような旨の

答弁かなというふうに思います。そういった中で、さらに私の耳に入ってきた話の中で1つ確認したいと思うんですけれども、いわゆる西郷の方が使うのであれば、いいとは言えませんが、そこを許可を出してしまった村の責任はあると思いますけれども、さらに白河の方も来て使われていたという話を聞いているんですけれども、そういう事実はあるんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

白河市の市民といいますか、団体が使用していないかということでございますが、今年度につきましては白河市の利用団体等が使用しております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。白河市の方も使われているという答弁でありましたけれども、白河市においてもやはり野球場の除染をしているそうですね。そういった中で、白河市は芝の養生が終わるまでは使用させませんよという話を聞いているんです。ということは、先ほど私が言いましたように、恐らくプロ、業者の方は、芝を専門とする業者の方は、芝を張ったら恐らく1年間は使ってだめですよと、そのかわり先ほど言いましたように刈り込みをする、水をまく、そして芝を養生しなさいよということを多分業者の方は言って、それを忠実に白河のほうは守られたのかなと思うんです。そういった中で、西郷においては白河市の方も、試合で使われたのか練習で使われたのかどうか分かりませんが、そういうことをされてしまったということで理解をしたいと思います。

そういった中で、その責任の所在、先ほどの話にまた戻りますけれども、商工祭においても、そしてこの使用に関しても、その責任の所在をきちんと明確にすることなく今回の予算に上げてくるということは私は理解できないですよ。本来であれば、きちんとその部分を詰めて予算を計上すべきではなかったかなというふうに添えて、私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。議案75号について質疑したいと思います。

議案書の一般会計補正予算に関する説明の10ページ、ここに財産管理費ということで工事請負費、説明の欄で旧老人福祉センター解体143万8,000円となっておりますけれども、これは追原地区にある今まで使った老人福祉センターの場所でしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 財産管理費の旧老人福祉センター解体工事の143万8,000円でございますが、この工事費については内部を精査した結果、アスベストが天井にあるということで、このアスベストの分の処理費用、これがちょっと足りなくなったものですから、今回予算計上させていただいた次第です。よろしくお願ひします。



- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） あそこの解体した後の、どのような計画を持っているんでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（須藤清一君） 解体した後は、一応更地にするということで、その後の土地の利用計画というのは今のところ持っておりません。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） あの場所は、私は以前からこの場所で一般質問等もしておりますけれども、とりあえずトイレがないと、西郷遊歩道があり、キャンプ場があり、あそこを前から言っておりますけれども、あそこに来たお客さんが、あそこの食堂のトイレを並んで使っているというような状況なんです。あそこを解体するのであれば、現実に配水管やトイレの配管等がそのまま使えるので、できたらあそこをトイレを設置するほうがよろしいんじゃないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（須藤清一君） 遊歩道とかゲートボール場とかありますけれども、トイレがないということですが、キャンプ場のほうにはあるかと思っておりますけれども、今後の課題として検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
- 議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。
- 4番（藤田節夫君） 村長がいつも言われているように、観光行政に本当に重きを置いてリピーターをつかむんだと、西郷村。私から見れば、私も客商売をやっていますけれども、お客さんが来ても西郷村はどこに観光案内して説明していいかわからないという状況なんです。できれば、あそこをこれから検討するというご意見を聞きましたけれども、ぜひともあの場所にトイレを設置していただきたいということで今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で質疑を終わります。

- 議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

#### ◎動議の提出

- 議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 12番。議案第75号「平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」に対する修正動議を、地方自治法第115条及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

#### ◎動議の上程

- 議長（鈴木宏始君） ただいま、12番上田秀人君ほか8名から、平成25年度西郷村

一般会計補正予算に対する修正動議が提出されました。この動議は、2人以上の発議者がありますので成立しました。

動議文書を配付します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後7時21分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします

（午後7時22分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはなしと認めます。

◎議案第75号平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議

○議長（鈴木宏始君） 平成25年度西郷村一般会計補正予算に対する修正動議を議題とします。

それでは、動議内容の説明を求めます。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第75号に対する修正案の提案の理由を説明をさせていただきます。

まず初めに、西郷村ブランドイメージ回復事業、30回記念西郷村地場産業商工祭が平成25年8月10日に村民野球場で実施されました。商工祭が終了し、後片づけが完了した後の野球場は、芝等が相当荒れている、暗渠も破壊され、野球場としての使用に耐えないということでございます。村民野球場の使用につきましては、通常西郷村社会体育レクリエーション施設条例に基づき使用を許可するものであり、今回は村が主催団体である西郷村地場産業商工祭実行委員会に対して村民野球場の使用を認めたものであります。また、平成24年に行われた除染後に、その後の使用許可においても曖昧な部分があるというふうに認識をするわけでございます。

西郷村社会教育レクリエーション施設条例第8条によると、故意または過失により社会体育施設等、またはその附帯施設を逸失し、または損壊したものは、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償し、またはこれを原状に回復しなければならないとっております。施設の利用者がその責任において原状回復をしなければならないのは明らかであります。

また、生涯学習課の課長の説明によりますと、この経費においては今回補正予算に計上された130万円とは別におおよそ1,000万円の見積書が提出されているということもあります。相当の費用がかかる見込みであります。そこで、今回の修復にかかわる経費を貴重な村税で賄うことは全く合理性を欠くものであると考え、その責任の所在を明らかになるまで本予算を凍結するものであります。

したがって、第10款教育費、6項保健体育費の130万円を減額し、予備費を130万円増額する修正案を提出するものであります。ご審議のほどをよろしく願いいたしまして、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

この動議に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第75号平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議に賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第75号平成25年度西郷村一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決を行います。

おはかりします。

修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号から議案第78号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第11、議案第76号から日程第13、議案第78号まで、一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまより、本3議案を一括して採決いたします。

本3議案に対する賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、本3議案は原案のとおり可決されました。

◎報告第5号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、報告第5号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第5号「平成24年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。

◎報告第6号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、報告第6号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第6号「平成24年度西郷村公営企業資金不足比率の報告について」は終わります。

（「議長、議事進行、動議」という声あり）

◎動議の提出

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。ここで、西郷村除染に関連しまして、西郷村除染業務委託の調査に関する動議を提出いたします。

地方自治法第100条第1項及び同法第98号第1項の規定により、西郷村除染業務委託の事務に関する動議を提出いたします。

1、調査事項といたしまして、西郷村除染業務委託に関する事項。

2、特別委員会の設置、本調査は地方自治法第110条及び西郷村委員会条例第3条の規定により委員8人以内で構成する西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行うということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎動議の上程

○議長（鈴木宏始君） ただいま、15番佐藤富男君ほか8名から、西郷村除染業務委託の調査に関する動議が提出されました。

西郷村除染業務委託の調査に関する動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は挙手によって行います。

この動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

したがって、西郷村除染業務委託の調査に関する動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることが可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで、書類の配付を行いますので暫時休憩いたします。

（午後 7 時 3 2 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 7 時 3 4 分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎西郷村除染業務委託の調査に関する動議

○議長（鈴木宏始君） 西郷村除染業務委託の調査に関する動議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15 番佐藤富男君。

○15 番（佐藤富男君） それでは、提案理由を説明申し上げます。

西郷村除染業務委託において、村の定める除染計画並びに環境省指導による除染マニュアルを無視し、適切な除染を行っていないと思われるため、詳細にわたって調査し、村民の除染事業に対する信頼を回復するものであるというのが提案理由でございます。

なお、この本委員会には委員 8 名をもって組織し、そして、権限といたしましては本議会は 1 に掲げる調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。また、調査期限でございますが、上記特別委員会は 1 に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。そして、また調査経費につきましては、本調査における要する経費は 20 万円以内とするということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

ただいまの提案について、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

10 番白岩征治君。

○10 番（白岩征治君） 10 番。今動議が出されました西郷村除染業務委託の調査に関する動議ということで提出されましたが、今、我々議会としまして放射能対策特別委員会という委員会がございましたので、それらについて新たに 100 条ではなくて、特別委員会として調査をすることができないのかなと、そんなふうに考えましたので、ご質疑をしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、15 番佐藤富男君。

○15 番（佐藤富男君） お答えをいたします。

私も放射能対策特別委員会の委員長として、この除染問題については真剣に取り組んでまいりました。そしてまた、フレコンパックの問題、また、村内の一般住宅の皆様の除染の進行状況、さまざまな分野を本当に除染が遅れて本当に申しわけないという気持ちで毎日进行してまいりましたけれども、そういう中で今回村内のそういうゴルフ場の除染が、全く私たちが今まで聞いてきたマニュアル、また村の除染優先度ですか、また計画、それから除染のマニュアル、全てを無視して全く一般村民の方々

から理解を得られないことをやってきたということも含めながら、また、今まで担当課長、主幹のほうからもいろいろなお説明をいただきましたけれども、このお話の中にもたくさん矛盾点があって、これはやはりきちんとさまざまな方々からご意見を賜って本当のことを調査しなきゃならないということで、やむを得ず98条並びに100条の委員会設置ということになったわけですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。よく趣旨はわかるんですけども、やはりこのような百条委員会をつくって調査をするということになりますと、なかなか今度は業者のほうも仕事のほうがうまく進んでいかないのかなと、そんなふうな懸念もしますので、できれば放射能対策特別委員会という全員でやっているものですから、それらについてよく精査しながら調査をしたほうがいいのかと、そんなふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 話は全く逆で、私も先日の一般質問で行いました。それで、写真も除染前と除染後の写真を明確にお知らせ、またお見せしましたけれども、やはり一般村民の方からすれば、あのようには木は切ってくれる、根っこは抜いてくれる、整地をしてくれる、処分してくれる、山林もそうやってもらえるということで非常にある意味喜んでるんじゃないかと思うんですね。しかし、今までの除染のマニュアルからすると、一般住宅の木1本も切らない、切ってくれない。4メートルまでの枝打ちはしてくれるけれども、木はできないということで、非常に村民の方々から不満が出ていました。

現在、これがあからさまに今回のマニュアルを無視した除染が表面化した以上、村民の皆様方は絶対にこれから同じようにやってくれということが出てくると思います。そういうことも含めるときちゃんと精査して、それが本当に正しいマニュアルどおりのをやったのか、また、あれができるのであれば一般村民の方々にも同じような手法でできるようにしてあげなきゃならない。そういうことも含めるためには、やはり県の担当者、環境省の方々、そういった方々からも一応お話を聞かなきゃならない。また、このゴルフ場の代表取締役の方からもご意見を聞かなきゃならない、そういったもろもろありますので、これは逆に村民の信頼を回復するという意味では早いほうがいいというふうに思いました。

○議長（鈴木宏始君） 10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） よく趣旨はわかるんですけども、百条委員会といいますと、またこれは予算もかかると思います。それについて、その予算はどのくらいかかるのか、百条委員会に対する調査費として、その辺についてもちょっとわかる範囲内で。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今回の百条委員会は、極力証人の方には村に出向してきていただきます。我々はほとんど出向しない、極力しないで、出向してきた方への日当、証人喚問は1日6,500円ですか、6,500円ですので10人呼んでも6万

5,000円くらいですね。あとは、若干の交通費等が生じるかもしれませんが、おおむね20万円以内では抑えたいと思います。我々の費用弁償は1日1,500円ですから、全然そういった意味では経費にはならないと思うんですね。

それで、その20万円かかったとしても、これから1,200億円という5年計画でやっていく除染のために、20万円を使うことが高いか安いかわかるといったら、私はまったく問題にならないと思うんですね。また、これから除染やられる方々も、はっきり申し上げますと戸惑っていると思います。今までの除染マニュアルと全く違うことが行われているわけですから、どちらが正しいんだ、これから役場のほうではどういうマニュアル指導をしていくんだということ非常に迷うと思うんです。そういうことも含めて、全てあからさまにして、そして村民の方々に正しい認識、手法を、また村と共同でご指導していきたいと思うし、業者の方々にも早く安心して除染できるようにしていきたいなと思っております。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありません。

3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 今説明がありましたが、ここで気になるのがありまして、特別委員会の設置の中で委員8人以内で構成すると書いてあります。また、こういう人数で書かれてしまうと、議会がまた分断するみたいな形になってくるのではないかと心配をしております。この8人の中に入れなかった人は、この人たちはまた除染に何にも口出さないんだわと言われちゃうと私たちは非常に不愉快でございます。この8人以内で構成するという意味をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 他意はありません。今までの長年のいろいろな経験上、特別委員会を設置すると、8名から多くて10名が通常の数なんですね。それで、特別委員会で議論していく中で、数が多いからいいということではないと思うんです。ですから、8人以内でちょうど手ごろかなと思いますが、この数について、もしいろいろな疑問があるのであれば、また皆様のご意見を賜っていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） それでは、皆様の意見をということなので、1回きちんとした形で開いていただきたいと思いますので、会議を。皆様の意見を聞くと言ったので、会議を開いて皆様の意見を、後で聞いて（不規則発言あり）では、今後西郷村の除染業務委託に関する調査特別委員会、ここにまざっていない人たちは、除染はやらないというようなことは言わないでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後7時46分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後7時46分）

○議長（鈴木宏始君） 提出者、15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 8名ですので、一応これが決まりましたら、もし私になりたいとか、ぜひ委員会に入りたいという方がいるんなら、ぜひ手を挙げて自薦で声かけていただければいいと思います。また、その数が多ければまた協議して、話し合いの中でメンバーを決めればいいんじゃないかなと思うんです。別に、そのくらいの柔軟性を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは、除染に対する調査なんですよ。それで、その除染の中で円滑なる調査を進めるということは、これは当然提出者の中にある数でもって委員会が構成されなくてはならないんです。もし、ここにこれに真っ向から反対する委員が入ったとしたら、委員会の正常なる行動を妨害されてしまいますので、その辺も十分検討した上で委員の構成を凶らなくてはならないと思うんです。一般の100条の調査権とはこれは違いますから、これはやっぱり除染というものに賛同する者でなければこの気持ちはわからないと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この議案がもし通りました暁に、当然今度は委員を選抜しなきゃならない。それは、私の仕事ではなくて、議長が皆様にはかってその委員8名を選出するという形になってくると思います。ですから、それは私がここでどうこう申し上げることではございませんし、その辺ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから西郷村除染業務委託の調査に関する動議を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、西郷村除染業務委託の調査に関する動議は可決されました。

ただいま、西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会の設置が可決されましたが、委員の選任方法についておはかりいたします。どのような方法で……

○16番（室井清男君） この委員の選任に当たっては、これはここに提出者の議案に書かれたこのメンバーでもって委員会構成が行われるのが一番正しいことだと思います



ので、そのようにしていただければ幸いです。

○議長（鈴木宏始君） 16番、ちょっとお尋ねしたいんですけども、これは一応8人となっていて、今おっしゃったのは動議の賛成者の話ですよ。そうすると、全部で提出者も加えると9名になるでしょう。そうすると、9名でやるんですか。（不規則発言あり）いずれにしても、今の名前でよいかどうかは、これはどこで決めましょうか。議運か、ここか、今すぐやりますか。

それでは、提出者と賛成者と（不規則発言あり）ただいま、16番室井清男君より、この西郷村除染業務委託の調査に関する動議に賛成名前を連ねておられる方々が提出者を含めて9名いらっしゃいますが、その中で高木信嘉君が辞退をするということで8名になるわけなんです、その8名がよろしいのではないかと室井清男君からの提案ですが、このことについてご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしということで、それでは確認のため議長から8人の名前を申し上げたいと思います。

15番佐藤富男君、14番後藤功君、16番室井清男君、1番鈴木勝久君、9番小林重夫君、4番藤田節夫君、12番上田秀人君、17番大石雪雄君、以上の8名になるわけですけども、それでご異議ございませんね。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） そのように決めます。

そこで、今度はこの8名の方々に会議を持っていただいて、委員長、副委員長を決めていただいて議長に報告をしてもらいたいというふうになっておりますので、どうしますか、時間は。休議何分くらい（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、午後8時5分まで休憩します。

（午後7時54分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後8時05分）

○議長（鈴木宏始君） 西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会で、協議の結果について報告いたします。

委員長に15番佐藤富男君、副委員長に12番上田秀人君に決定しましたので、報告いたします。

それでは、委員長、副委員長になられました両名が同席しておられますので、ご挨拶をいただきます。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。ただいま別室におきまして慎重に協議しましたところ、委員長に私、副委員長に上田秀人議員ということでご推薦賜りました。謹んで委員長をお受けしたいと思います。そしてまた、一日も早くこういった除染問題が進みます

ように、そして村民から信頼を受ける、そのような除染が行われることを目指しまして頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま副委員長を仰せつかりました。私には役が非常に重いなど思いながらも、委員長を支えて、西郷村における除染作業が公平、公正に行われるように私も微力ながら頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 挨拶が終わりました。

◎発議第12号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第1、発議第12号に対する質疑を許します。  
15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 大変忙しくて本当にあれですが、それでは発議第12号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、提出者であります5番金田議員に質疑いたします。

今回の提案理由の中にあリまして、再三申し上げておりますけれども、これは中に、「この司法の重い処分が下された以上」ということになってはいますが、これはあくまでもその芝刈りをした芝生が本当に村長の言うとおりに焼却場の脇に運んだかどうかだけの話なんです。これだけの決議なんです。何も、百条委員会で決定した7つの項目にわたる、いわゆる村が不当な虚偽の申告によってお金を払ったものについて無罪になったわけではなくて、まったく関係ない。だから、この問題についてこういう文書を書かれると、非常に私は不満であります。

それで、金田議員が書かれていますけれども、私自身が村長の30%削減の条例改正案を出した建前、ここで金田議員に質疑したいなと思います。それで、金田議員は、村長の不起訴になったから、百条委員会で審議され、また指摘されたことが全てそれが無罪だというふうにご認識されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。15番の質疑にお答えいたします。

ただいま、全てが不起訴になったということが理由なのかというふうなことでよろしいのでしょうか。百条委員会での調査、その結果を受けて議長名での検察庁白河支部に告発状が提出されたわけです。告発状に記載された数ページにわたる告発の趣旨や概要が記載されております。11月23日から6月28日までの間、約5か月間にわたって、当然内容を詳細にわたって調査された結果であり、不起訴となったためには、地検白河支部の見解が新聞にも載っておりましたが、事実と反する偽証をしたと認めるに足る証拠がないというふうな、それしか書いていないわけなんです。全てそういった多岐にわたっての調査があったわけですので、そういったことを認識すると、今般の発議第12号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）」の趣旨どおり、そのように認識しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、提出者は大きな間違いを犯していると思います。この告発の中に、除草剤とか施肥とか、それから草花、村が決めている2,500本の花を買ったのかどうかといえば買ってないんです。そういう問題はまったくこの告発状には入っていないんです。告発に入ったのは、要は刈った草を焼却場の脇に本当に持っていったのかどうかというだけの告発なんです、それだけなんです、単に。そして、それを検察官はたまたま少しはあったと、芝生は、草はあったと。

金田議員から言わせれば、春から夏にかけて全部消えちゃうんだけど、消えないで残っていたんですね、1メートル四方くらいですか、せいぜいこんなもんですね。それが、1万8,000平米の土地の刈った草全部を、何年にもわたるものがたったこれ1メートル四方くらいしかなかったと。だから、これは明らかに村長の言っていることは嘘じゃないかとなって、そのことを告発しただけであって、その他特別委員長が7項目にわたって、そういったお金を返せとか、それから指定管理をやめなさいと、さまざまな問題についてはこれはまったく告発していませんから、まったく関係ないんです。その中で、金田議員は全部、たまたま草をそこに運んだか運ばなかっただけの話で、それが不起訴になったから全部が無罪だというふうなことを言っているから大きな間違いだと思うんです。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 今、佐藤議員の質疑の中で、草が飛んでいっちゃってなくなるとかなんとかという類いの話がありました。当時、私は16番室井、当時百条の委員長に報告の中で質疑しました。11月29日に行って、あらあら草が一つもないと、これは偽装だ、偽装というか虚偽だというふうな即判断されたというふうに私は聞いております。ところが、昨日から今日にかけて、佐藤議員は専門家に聞いて決めたんだというふうなことを言われておりますね。芝の種類によっては2か月も消えないんだとか、そのときもう既に専門家に調査していただいていたんですか、お聞きします、逆に。（不規則発言あり）反問じゃありません、言われたから聞いているんですよ。笑っているところじゃないでしょう、肝心なところですよ。こっちが笑っちゃいますよ、逆に。なぜ答えられないんですか。あのとき、当時室井委員長は答えられない、答えられない。どこの専門家に聞いてそういう判断をされたんですかと私聞いたんです。ところが答えられない、答えられないということだったんですね。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 大変失敬なことをあなたは言いますね。私が笑ったのは、答えられないからじゃないんです。あなたの質問がばかばかしいから、私は笑ったんです。勘違いしないでください。私はあなたの質問がばかばかしくて笑ったんです。私は、造園業者の方にお会いをして、芝草というのは春から夏にかけて3か月、4か月でなくなるものですかと聞いた。そしたら、3センチとか短いやつは回数多く切ればこれはなくなりますよと、消えますよと。ところが長いものについては、切っちゃったら、これはもうアウトで1か月2か月置いちゃうと無理ですよと、これは集めなさいと、だから仕様書の中に入っているんじゃないですか。それで、あれは消えませんか、私

が言ったのは2年間消えませんがと言ったんですよ、芝草によっては。

だから、私は正直言って、室井委員長に金田議員が、田んぼの草が春刈ったらもう秋には残ってないとか、田んぼのあぜ道の草と芝生とを同じにするその感覚というのは私はちょっとわからないですね、全然わからないです。だから、私としてはその専門家に聞いて、そういうふうに2年間消えないというのも聞いていますから。そして、ましてやアメリカの芝草については、長いものは一遍に切るなど、少しずつ切っていくなさいよと言っているんです。

ですから、そういうことも含めると、あそこに1町8反歩の土地を芝草を、1年間に13回切って、それを毎年ですよ、もう十数年という長年のやつをあそこに置いたんなら、1メートル四方にこの程度しか芝草がないわけじゃないじゃないですか。その周りに、全部何もないですよ。だから、これはおかしいとなったんです。そのことだけの、要するにあそこに運んだというから、本当に運んだ、別なところに運んでんじゃないの、本当に運んでいるのということで、その話はおかしいということで、焼却場に運んだのは嘘じゃないかというところだけの告発であって、あと何にも別に除草剤と施肥と関係ないですよ。

だから、そのようなことで私たちは真剣に議論をして、そして証人、元の社員さんから私たちは聞きました。やっていませんと、写真は使い回ししましたと、上司の命令でやりましたと言ったんですよ。そういうことをやってきて、嘘をついてお金を取っているんですよ。そのことを認めているのに、それを議会が認めないというのはおかしいんじゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 芝草があるなしをここで議論する話じゃございませんけれども、理由に申し上げているとおり、芝草ばかりじゃないですね、先ほども申し上げました。すべてにわたって、芝草があるなしだけだったら、なぜこの告発状に何ページにもわたって、多岐にわたって、そういういろんな内容を書く必要があったんでしょうか。かなりの文言が書いてあります。それらをすべて検察庁では精査して、全てにおいてこれはクリアされたと。偽証したと認めるに足りる証拠がないというふうな最終判断をしたものと思っておりますから、私が提案したとおりの内容でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 何度言ってもわからない人に言ってみたって、これは始まりませんから、本当に告発文があるんです。告発文を見れば、除草剤もまかなかった、買わなかった、施肥も買わなかった、草花も2,500本買うのも300、500で終わらせておいたとこれは事実なんですよ、はっきり言っているんですよ、社員が。そういうことを結局金田議員も議員であるならば、どうしてそのことを真摯に受けとめて社員の言うことをきかないんですか。おかしいですよ、これ。我々は別に嘘をついているんじゃないと、そういうきちんとした裏づけのある話を聞いて、我々は百条委員会で精査して、じゃ、嘘をついてやった、ならばその分を返してもらいなさいというのが我々の考え方なんです。

そして、こんなことは全く金田議員の書いたことはまやかしだと思いますから、まやかしです。そして、ここに例えば「このように司法の重い処分を下された以上、処分を真摯に受けとめ、議長はもちろんのこと、村議会として被疑者とされた西郷村長佐藤正博氏、西郷観光株式会社代表取締役須藤正一への謝罪と名誉回復及び損害賠償をするべきだ」と、これはどういう根拠法令なんですか、法律的に、その根拠法令を示してください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 不起訴処分となった以上、理由があるわけですね。その理由の中には、提出された告発状に文言がいっぱい書いてあります。そういった中身も当然含まれるというふうに私は解釈しておるわけです。ですから、今回このような提案をしたわけです。当然、不起訴となったという以上は、何条の何というふうな文言は私はここでは示せません。しかし、当然ながら不起訴になったんだったら、その結果において、被疑者たる者については、これは結局無罪放免となったんだから、申しわけなかったというのは当たり前、一般的な道義的な、どこから考えてもそうでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当におもしろい話を今日聞かせていただいて、議会の話じゃないかと、その辺の世間話かなと思うくらいの内容であれなんですが、例えばこれ議会が謝罪して、名誉回復させて、損害賠償しろと、具体的に議会はどのようにすればいいんですか。どなたがその責任をとるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） もちろん、代表の告発者でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この百条委員会で、例えば委員長報告を出しました。委員長報告は、12対5で可決されたんですね。告発については、須藤正一氏については12対5で告発を議会は認めたんです。村長の告発は、10対7で告発を認めたんです。じゃ、この議会で賛成した議員、たまたま議長は議会の議長というだけで、それが代表になりましたけれども、じゃ、同罪である議員、この12名も同罪じゃないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） それは、私は現在問うておりません。議長がすべて代表しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） おかしいでしょう、だって。これ議長は議会で議決されたから、議長が出しただけの話。議会で議決しなければ、別に議長が出す必要なかったんです。

（不規則発言あり）それで、実際に例えばこの損害賠償を出す、例えばいいでしょう、100%私は信じませんし、こんなこと必要ないと思いますけれども、例えばの話、じゃ損害賠償、名誉回復、これは議会がやるんですか、議長がやるんですか。損害賠

償金は幾ら払うんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 損害賠償額は幾らですかと、それは請求があれば検討しなくちゃならない。請求がなければしょうがない。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今大変大事なことを言われましたので、これは議長、事務局もちょっとお願いしたいんですが、今、須藤さん、村長から損害賠償請求されたらば、それはそのときに検討しろというけれども、これは支払い義務があるんですか、法律的に、地方自治法上、このことで損害賠償払う義務があるのかどうか、これはきちんと法律で確認してください、お願いします。そうでないとおかしくなっちゃいますから、全然議論にならないです。

金田議員は、議会は謝罪しろと、名誉回復も凶れと、損害賠償請求されたらそれを払えと言っているんです。この払わなきゃならない、謝罪しなきゃならない根拠の法令というのは何なのか、きちんと示してほしいということと、この100条調査特別委員会の委員長報告は、議会で12対5で可決しているんです。その中には、今回この中に、賠償しろ、損害を出せと言っている白岩征治議員がいるんです。白岩征治議員は、とりもなおさず百条委員会の副委員長なんです、特別委員会の委員なんだ。自分で決めて、自分がやったことなんです。それを何で自分でやったことを損害賠償させろというんですか、おかしいでしょう、これ。

議長、白岩征治議員は正直言って百条委員会の副委員長でもありましたし、特別委員でもありました。ですから、その方がこういう議会に対して、須藤正一氏と村長に対して謝罪しろ、名誉回復させろ、損害賠償をとれと言っているわけですから、こんなことはおかしいと思うんです。議長、ちょっと議運でも開いて、白岩征治氏の今回の行動が議会人として適切かどうかはかかっていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） その前に、提案者のもう少ししっかりした答弁をいただいたほうがいいんじゃないですか。

提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 現在、当時の百条委員会が続いているわけじゃありません。現況でもって賛同しているわけです。現時点において賛成者、問題ありますか。あくまでも、私の趣旨はここに記載のとおりでありますから、何ら問題ありません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、本当に議会の権威にかかわる問題です。議会の信用にかかわりますよ、こんなことをやったら。ましてや、室井委員長を支えてきた副委員長が、ましてや村長の告発まで賛成しているんですよ。そして、今度は損害賠償出せ、謝罪しろと署名しているんですよ。こんなこと、議会議員として認められないでしょう。これから議会運営委員会を開いて、白岩議員の行動というのが本当に適切なのかどうか確認してください。そうでないと、西郷村議会が笑われちゃいますから。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、15番佐藤富男君から、質疑の中でやっぱり解明しなければならぬというふうなことで議運の要請がございましたが、それではどのくらいやりますか。ただ、時間にも限りがあるので時間を決めたいと思うんです、とりあえずは。

16番。

○16番（室井清男君） ただいまのかなり5番金田裕二議員の発言に対しましては何の根拠もない、ただ自分で思いつきのことを述べているものとしか考えられないんです。これが確実性のあるものだったらば、法第何条にとこういうことは抵触するからこうなんだというその根拠のある説明がなされれば問わず、これは一言もなされていないんです。

それと同時に、不起訴になったから何の罪もないんだということを盛んに言っているんです。それも、不起訴になったその理由、これは当時調査に当たった検察官に聞いてきたのか、検察官からの何らかの資料が出されたのか、これも不明確なんです。恐らく、検察官は資料も出さないし、これはこういうわけですからなんて申し上げるようなことは、検察官には守秘義務というものが法律で定められておりますので検察官はそんなことを言うはずないんです。それをただここでもって不起訴になったから何の罪もないんだなんということは絶対に当たらないんです。それが証拠に、どんな小さなことでも、もう法律違反は法律違反としてこれは捉えられるんです。

例えば、一つの例を挙げますれば、その辺で道路でおしっこしても、これも法律に照らし合わせれば罰金も食いますし、また取り調べも食うんです、私も何回かそういう経験がありましたけれども、それだから……

○議長（鈴木宏始君） 16番、残り時間もないもんだから、ここでちょっと休憩して。

○16番（室井清男君） それで、先ほど来から議長が時間を気にしておりますから、どうしても先ほど決められた時間内にこれが消化できないとするならば、これは十分議運の議長の間でもって、会期延長もあり得ることとございますから、決して時間にこだわる必要はないと私は思います。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） とりあえず、先ほどの議会運営委員会を開くべしということについて、午後9時まで休憩いたします。

（午後8時32分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後9時00分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま、追加日程第1、発議第12号に対する質疑の途中でありますけれども、議事進行について議会運営委員会を開催していただきました。その結果について、議会運営委員長よりご報告をいただきたいと思っております。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議会運営委員長として、議会運営委員会のご報告をさ

せていただきます。

発議第12号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の文言ですけれども、この文中の中段より若干下のほうに、謝罪と名誉回復及び損害賠償措置をとるべきということが記載されておりますけれども、これに関して、いわゆるこれに関する法令を第何条に記載されているのか、そのことを、提出者並びに賛成者の中で示すべきであるということが議運の中で確認をされました。

そして、さらに特別委員会の副委員長をされた白岩征治議員に関しても、今回この賛成者の中に名前が挙がっております。このことについても、やはり提案者、賛成者の中できちんと理由を説明すべきであるということが議運の中で確認をされたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私は、先ほど来、議長に会期延長も視野に入れて検討していただきたいと、こう申されましたことは、ただいまここで議論されている問題点について、法的に懲罰に値するような言動も出ておりますので、それらを法律上の裏づけをもって懲罰動議もあり得ることですから、これをやるのには同会期中でなければできませんので、会期を延長して、会期の中でもってその措置を考えました。これは、精査していつてみて、法律違反も何もなくて、懲罰に値するものがなければそれでいいんです。もし、それらをずっと精査していつて懲罰に値するものが出てくれば、当然これは懲罰動議を出して懲罰に付さなくてはなりませんので、それで会期を議長に要求した次第でございますので、その辺が議運の中で出されたのかどうか。

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より、議長に対する議事進行発言がございました。先ほどおはかりしたように、本日の会議時間は11時59分までということになっておりますので、その1時間くらい前までに今、16番室井清男君がおっしゃったような状況であれば、当然会期延長も視野に入れなければならないかとは存じますけれども、とりあえずその1時間前までだから、今から約2時間くらいの時間の中でおっしゃったようにできるだけ究明をしながらやっていければいいんじゃないかなと、よろしく願いいたします。

そういうことで、今、議会運営委員長より議運の協議について説明をいただきました。この発議12号について、私も入っているものですから申し上げるんですが、謝罪と名誉回復及び損害賠償措置をとるべきということで、これは根拠条文を提案者にお示しをいただきたいというのが議運のほうの協議でありまして、このことについて今お示しいただけますか。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの件について若干調査に時間を要しますので、休憩をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） どのくらい時間が必要でしょうか。

○5番（金田裕二君） 9時20分までお願いいたします。



○議長（鈴木宏始君） ただいま、提案者のほうから根拠条文を探す時間として9時20分まで休議してほしいということでございますので、議長としてはこれを認めて休憩したいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後9時20分まで休憩いたします。

（午後9時06分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後9時20分）

○議長（鈴木宏始君） 現在、追加日程第1、発議第12号に対する質疑の途中ではありますが、先ほど議会運営委員会で協議をした結果、提案者、金田裕二君に提案理由の中の謝罪と名誉回復及び損害賠償措置についてとるべしと、そのとらなければならない根拠条文を法令を検討して発表してくださいというようなことで15分間休議をとったわけでありまして、このことについて提案者、5番金田裕二君より発言を求めます。提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま議長からありましたように、これの謝罪と名誉回復及び損害賠償措置をとるべきと考えます、その文言について申し上げます。これは告発の趣旨にあります被告発人2人を法に基づき処罰するよう求め告発しますというふうな内容でされておりますので、当然、社会通念上、一般常識的に謝罪と名誉回復及びというふうな文言で整理しております。

なお、名誉回復等については、刑法230条名誉毀損罪が該当になるかと思われませんが、精査はそこまでいたしておりません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは金田裕二議員にお尋ねしますが、金田裕二議員、白岩征治議員、秋山和男議員、南館かつえ議員、真船正晃議員、仁平喜代治議員、矢吹利夫議員、これは全て議会議員であり、議会の西郷村議会議員としての行動であります。また、決断であります。その中で、今、西郷村議会が刑法230条で処罰対象になるだろうという発言がありました。これは大変なことです。7名の議員が百条委員会、またはその議会、議会はもしも損害賠償になるとなるときには、この村議会というのは合議制ですから、ここにいる議員全員が被告なんです、責任がありますから、全員です。そして、その議長がもしも損害賠償を訴えられれば、議長は議会の合議によって告発したわけですから、議長には責任なく議会の責任になります。議会の責任は、とりもなおさず、地方自治法第100条によって設置されて決をやったわけですから、当然これは村の、村民の税金でこの損害賠償を払うようになる、そういう構図になりますね。

今、これが刑法230条に当たるということこのことを発言されましたので、議長、30分間ちょっと時間をいただきたい。そして、その中でももしもこの刑法230条が

該当しないようであれば、これは大変な問題でありますので、それなりの対応をとりたいと思いますので、30分間、10時まで休議をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま、私は刑法230条に該当するとは言っておりません。その可能性がある、ただ精査しておりませんが、可能性があると言っただけでございます。どこで断定しましたか。何がおかしいんですか、断定していないです、そういう名誉毀損罪に該当する可能性があるということです。断定していないでしょう、精査していません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは議会ですから、その辺のおちゃらかしでお茶飲み話をやっているんじゃないですよ。ちゃんと地方自治法とか会議規則とか、全てそういうような中で発言してやっていることでしょう、法に従った中で。その中で、根拠法令を示せと言ったら、社会通念上感情的にあるから議会が謝罪しろ、名誉回復しろ、損害賠償しろと言ったんでしょう、この7名議員がですよ。（不規則発言あり）感情でしょう、社会通念上ということは。（不規則発言あり）じゃ、社会通念上でこの議会の、わかりました、この7名の議員が連名で社会通念上、謝罪と名誉回復、損害賠償措置をとることを求めますということなんですね、この7名の議員ですね。そして、刑法230条に当たるかもしれないということなんですね。わかりました。議長、10時まで休議をとってください。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、15番佐藤富男君より、皆さんお聞きのようなやりとりがございまして、午後10時までの休憩がほしいということですが、そのようにはからってよろしいですか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議会運営委員長として再度申し上げます。私は、先ほど根拠となる法令を示すべきですというお話をしました。それが確認がとれないのであれば、議長に申し出をして、再度休議の時間をとっていただいてきちんと確認をしてから報告すべきだと私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 先ほど調べた結果では、なかなか正式な回答は出ておりません。時間も時間でございます。私は、この提案そのものがその中に書いた文面、地方自治法第何条とかなんとかと、それが必要だとは思っておりません。この提案したのは、会議規則14条の規定により提出したんです。その中身の精査について、社会通念上ではだめだというふうな規定がどこにあるんですか。それはないと思っておりますから、提案しております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。議事進行発言ですか。

○16番（室井清男君） はい。これは議長に申し上げますが、5番金田裕二議員は刑法に抵触するということを言っておりますから、刑法に抵触するというならば、金田議員は速やかに行政訴訟を起こして裁判所の決定を仰ぐべきなんですよ、それには応じ

ますよ、我々はどんなことでも。ですから、それを議長から金田裕二議員に要求していただきたいと思います。

- 議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君に議長より申し上げますが、ここに「議長はもちろんのこと」ということで、議長も含まれて謝罪と名誉回復及び損害賠償措置をとるべしと、そう名指しで議長も書いてありますので申し上げますけれども、この西郷議会ばかりではなくて議会というのは全て法の中で縛りがあって、それに従って我々はやってきていると私は認識しております。そういうことで、先ほど20分までの休議が欲しいとおっしゃったのは、議運長からも報告がありました、議長からも申し上げましたが、一つ一つに法的な根拠というものをお示しになるものだと、当然5番議員に信用して貴重なこの時間を割いたわけでありまして、ところが、社会通念上なんていう話では議長もこれは納得ができない。社会通念上の話で議会やって持てるんなら、こんなにいつまでかかっている必要ないんですよ。法律一つ一つに従って、それによって我々議会は動いてきたんじゃないですか。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように午後10時まで休憩になりますから、休憩しましょう。

- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。議事進行ですか。

- 16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。

ただいまの5番議員の発言は、これは重要な問題でございますから、ここでもってこの問題でもっていつまでも固まっていることは許されないんです。ですから、ここでもって議長から金田裕二議員に対して、裁判で訴訟を起こしてやるのかやらないのか、やると言えばこの問題はここで打ち切りまして次の議事に進行すべきだこう思います。

議長から、行政訴訟を起こして裁判でやって名誉回復と賠償請求をやるのか、やらないのか、やるというならこれを打ち切るべきです。やらないというならば、こんな次元でもっていつまでここでひっかぶってやっているわけにいかないから、これは却下すべきです。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま、16番室井清男君の議事進行発言がございました。お聞きのとおりでございます。議長としては、10時までの休憩の間にいろいろ議運長はじめ、ご意見を伺った中で発言をしたいと思いますので、30分近く猶予をください。

#### ◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） それでは、これより午後10時まで休憩いたします。

（午後9時33分）

#### ◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後9時59分）

- 議長（鈴木宏始君） 現在、追加日程第1、発議第12号に対する質疑の途中ではありますが、ここで16番室井清男君より発言を求められておりますので議事進行発言を認

めます。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。これは、議長に確認していただきたいことは、金田裕二議員は刑法230という言葉を使っております。刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法たくさん法律の種類がございますが、刑法というものは犯罪者を処罰する法律で、ここに刑法というものは当たらないものでございますので、議長からご確認の上、措置をしていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 発議第12号の提案者、5番金田裕二君、ただいまの議事進行発言について、ご発言はございませんか。

提案者、5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 先ほど、何条に該当するんだとかというような質疑の中で、私はあくまでもこれは社会通念上であります。名誉回復、名誉毀損等ということについては刑法230条というのがあるが、精査しないとそれはわからないというふうな、最初からそのように答弁しております。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） いずれにしましても、この件に関して事務手続上、もう少し時間が欲しいというような要求がございましたので、これより午後10時25分まで休憩いたします。

（午後10時02分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後10時25分）

#### ◎動議の提出

○議長（鈴木宏始君） ただいま、追加日程第1、発議第12号に対する質疑の途中であります。ただいま、15番佐藤富男君ほか8人から、地方自治法第135条第2項の規定によって5番金田裕二君に対する懲罰の動議が提出されました。

#### ◎動議の上程

○議長（鈴木宏始君） この動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は挙手によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### ◎金田裕二君に対する懲罰動議

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君に対する懲罰の動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、5番金田裕二君の退場を求めます。

〔5番金田裕二議員退場〕

○議長（鈴木宏始君） それでは、提出者の説明を求めます。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。それでは、金田裕二君に対する懲罰動議を提出いたします。

次の理由により、金田裕二君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条の第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出する。

記。

理由、5番議員金田裕二君は、平成25年9月25日の本会議において、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会において審議決定、さらに本会議において議決し、告発した事件について、謝罪、名誉回復及び損害賠償措置についての根拠法令を示さず、議会を混乱させるなどして議会の品位を落とした。これは、地方自治法第132条及び西郷村議会会議規則第102条に違反しているため、同君への懲罰動議を提出するものである。

平成25年9月25日、西郷村議会議長、鈴木宏始様。

提出者、西郷村議会議員、佐藤富男、大石雪雄ほか8名でございます。

なお、本懲罰動議の中の記の中の理由についてなんですが、4行目の字句の訂正をお願いしたいと思います。謝罪、名誉回復及び「損賠」になっていますが、「損害賠償」についての根拠法令ということでご訂正をお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） おはかりします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。したがって、本件については9人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 大変失礼しました。ここで、金田裕二君に対する懲罰動議の文書を配付いたしますので、暫時休憩します。

（午後10時31分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後10時32分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま文書の配付をいたしました。配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） なしと認めます。

繰り返しになりますが、議長より申し上げます。

おはかりします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって委員会の付託を省略す

ることができないことになっています。したがって、本件については9人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については9人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) おはかりします。

ただいま設置されました懲罰委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、特別委員の名簿案を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午後10時34分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後10時35分)

○議長(鈴木宏始君) 懲罰特別委員会名簿案について配付をいたしました。配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れなしと認めます。

この懲罰特別委員会の名簿については、お配りした名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、この委員会で委員長と副委員長の指名をして、それを議長にご報告願いたいと存じます。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後10時45分まで休憩いたします。

(午後10時36分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後10時45分)

○議長(鈴木宏始君) ここで、5番金田裕二君の除斥を解きます。

[5番 金田裕二議員入場]

○議長(鈴木宏始君) 先ほど、懲罰特別委員会の委員の皆様は委員長と副委員長を選任するよう、そしてそれを議長に報告するよう求めたところ、その報告がございましたのでお知らせをいたします。

懲罰特別委員会委員長に12番上田秀人君、副委員長に4番藤田節夫君が就任されましたので、ご報告をいたします。

次に、現在、追加日程第1、発議第12号に対する質疑の途中でございますが、この件について。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番ですが、質疑をやっておりましたけれども、一応ここで質疑を打ち切りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） そのほかに質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認めます。

◎動議の提出

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 質疑打ち切りの動議が出されてきて（不規則発言あり）15番の質疑が終了いたしましたということでございますので、ここに会期の延長を動議として議長にお願いをするものでございます。これにつきましては、もう長らくここずっと本議会が続いてまいりましたものでございますから、議長、そのほかの皆さんの日程もかなり詰まっておると思います。それで、議長の都合に合わせてますから、ひとつ議長からその会期の決定をされて、この議会でもって承認を求めているだけで幸いだと思っておりますので、よろしくお取り計らいを願います。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、16番室井清男君より会期延長の動議が提出されました。賛成議員はいらっしゃいますか。

（「はい」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それで、議長に日程を一任するというお話でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは議長より申し上げます。

第3回定例会の日程は本日までとなっておりますが、ただいまの動議を受けて、議長としては10月18日まで延長したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

なお、その間に招集日は前もってお知らせをいたしますので、ご了解ください。

それでは、本日はこれで散会してよろしいですか。（不規則発言あり）

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お忙しいところ、恐縮でございますが、私はこの議会の冒頭に、広域圏の滞納処分についての全員協議会を開いていただきました。説明は終わりました。ここで問題になりますのは、広域圏の滞納に関する新しい規則ができて、来年4月から施行したいというのが今の広域圏の中身であります。それは、12月になり

ますと新しい仕事をやるという条例が回ってきます。そのときに、皆さん賛成していただければ何の問題もありません。しかし、前回でこの広域圏の議会の中で佐藤議員と議長さんは反対されましたので、ほかの町村から西郷はぜひまぎってもらいたいいんだけれどもどうだろうという話があります。そして、このままいきますと12月に出てくる議案が否決された場合は、広域圏全部が動かなくなります。

よって、反対であるなら反対と、要するにまざるかまざらないかということをはっきりしないと、ほかの広域圏のメンバーの皆様方に迷惑がかかります。

よって、この前、冒頭の9月開会日にお願ひしました全員協議会のときは、ひとつ表決していただきたいと議長にお願ひしました。しかし、全員協議会は表決の場所でないということだったので、2回目の全員協議会は開かないという通知が私のところに来ました。ここまではいいんですが、このままでは実は困るわけです。今言った事情がありますので、最後に今の状況でいきますと、西郷村も入った条例でいくこととなります。そのときに、否決となった場合は広域圏が止まりますので、そういう迷惑はかけられないと。

よって、この際皆様方に、議長とそれから佐藤議員はわかりました、この前、必要としないという意味を述べられましたので、全体として西郷村議会がそうなのかどうかははっきりしないと、私は広域圏の中にこういうわけだということをおし上げることができません。

よって、まことに恐縮ではございますが、この広域圏の滞納処分のことについてどうなのかということをおしにちょっとお伺ひしたいと思ひます。ぜひ、この事情をお酌み取りいただきまして、議長において採決、表決をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、村長よりお聞きのようなご発言がございましたが、多分このことについては、ここで採決をするなり、数を賛成か反対かということとはできない話だろうと思ひます。これは、大変失礼なんです、村長においてそれは各議員の賛成、反対はご判断をいただくしかないんじゃないかと思ひますけれども。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議長申されるのはよく知っております。全員協議会のことも表決の場所でない議員必携の中に書いてありますね。しかし、事はそれ以上の問題をはらんでおります。これが可決するというのであれば、私は何の問題ない。しかし、そういう動きがあつて、ほかの町村も非常に、まぎってくれるんなら結構ですけれども、そうでない場合は非常に申しわけない結果をもたらす可能性がありますので、この際、ぜひともお願ひしたいということをおし上げているわけでもあります。（不規則発言あり）いや、だからいいんです、佐藤議員はこの前反対したから、それはわかっている皆。ほかの町村の方々に。（不規則発言あり）そのほかの方々のご意見を伺ひたいというわけでもあります。（不規則発言あり）それはいいんですけども、ただ表決は1人の議員としての表決になりますので、今の意見はわかつた、もちろんそれは聞いたから。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、これは本会議が終わっていないものですから、ここで会議



は閉じたいと思いますので。

(「議長、議事進行」という声あり)

- 5番(金田裕二君) 5番、金田です。先ほど、私に対する懲罰動議ということで除斥を命ぜられてその後入室しました。結論も何も聞いておりませんが、どういうことなんでしょうか。
- 議長(鈴木宏始君) 結論とか、まだ出ていませんよ。
- 5番(金田裕二君) ただ、置いてあっただけで、どういうことになったか、私に説明しなくちゃならないでしょう。
- 議長(鈴木宏始君) さっき私も除斥になって、まったく何の結果も何も知らされておられませんよ。
- 5番(金田裕二君) どういうことなんですか。
- 議長(鈴木宏始君) どういうことって、そういうことじゃないですか。
- 5番(金田裕二君) 結果はどうなっているのか、私が入室したら報告しなくちゃならないでしょう。
- 議長(鈴木宏始君) 今の発言も議長は指名しておりません。発言はまだ許可していませんよ。(不規則発言あり)許可しません。

◎延会の宣告

- 議長(鈴木宏始君) この議会は、先ほど途中で終わってしまいましたけれども、10月18日まで延期をするということで、本日は延会いたします。

(午後10時58分)

